

三芳町

第1期障がい福祉計画

平成19年3月

三 芳 町

ごあいさつ



昨年4月施行の障害者自立支援法により、三障がい（身体・知的・精神）に係る制度の一元化及び地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供形態の整備等、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等について、数値目標を定め地域で計画的に提供するため、第1期三芳町障がい福祉計画を策定いたしました。

近年、障がい者を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。障がい者等を抱える家族に経済的、精神的負担が掛かっているこの現状に対して本町といたしましても新しい発想・新しい感性のもとに、町民の方々の要望に的確な対応を図りながら計画の推進に全力を傾注してまいります。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました三芳町福祉計画策定審議会委員の皆様をはじめアンケート調査や住民意見（パブリック・コメント）にご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼申し上げます。

平成19年3月

三芳町長 鈴木英美

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の基本的な考え方	3
（1）計画策定の背景	3
（2）計画策定の趣旨	6
2 計画の性格と期間	6
（1）計画の性格	6
（2）計画の対象者の範囲	6
（3）計画の期間	8
3 計画の基本理念と視点	9
（1）基本理念	9
（2）基本的な視点	9
第2章 障がい者（児）の現状	11
1 障がい者数の推移	13
2 身体障がい者	15
3 知的障がい者	17
4 精神障がい者	18
5 就学などの状況	19
6 就労の状況（H16アンケート結果）	20
7 施設の設置状況	22
8 福祉サービスの利用状況	23
第3章 事業計画	27
1 障がい福祉サービスの全体像	29
2 見込量の設定について	32
（1）障がい者数の見込	32
（2）指定障害福祉サービス	33
（3）地域生活支援事業	34
3 23年度における目標値	36
（1）入所施設の入所者の地域生活への移行	36
（2）入院中の精神障がい者の地域生活への移行	37
（3）福祉施設から一般就労への移行	38

4 指定障害福祉サービスの見込	40
(1) 訪問による介護サービスの確保(訪問系サービス)	40
(2) 日中の活動の場とサービスの確保(日中系サービス)	41
(3) 住まいの確保(居住系サービス)	44
(4) 指定相談支援(サービス利用計画作成支援)	46
5 地域生活支援事業の見込	47
(1) 相談支援	47
(2) 日常的な活動への支援	48
(3) 活動と交流機会への支援(地域活動支援センター)	50
(4) その他の事業(任意事業)	51
6 サービスの確保策(円滑な運営に向けて)	52
(1) 専門的な人材の育成と確保	52
(2) 確実な情報提供	52
(3) 施設整備の方針	52
(4) サービスが利用しやすい環境づくり	52
第4章 計画の推進	53
1 計画の推進のために	55
(1) 障がい者のニーズ把握・反映	55
(2) 地域社会の理解促進	55
2 推進体制の整備	55
(1) 庁内の推進体制の整備	55
(2) 地域ネットワークの強化	55
(3) 計画の点検・管理体制	56
資料編	57
1 三芳町福祉計画策定審議会設置条例	59
2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿	61
3 策定経過	62
4 団体アンケート意見一覧	63
5 パブリックコメント意見一覧	80
6 障害者自立支援法(抄)	85

第 1 章 計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

我が国では、障がいのある人の完全参加と平等を実現するために「障害者対策に関する長期計画」が策定され、障がい者施策が総合的に展開されてきました。

中でも平成5(1993)年に制定された「障害者基本法」においては、障がい者の自立と社会参加をさらに推進するため、国の施策に関する計画(「障害者基本計画」)の策定が義務づけられ、これを受けて障害者対策に関する新長期計画及びその重点施策実施計画が実施されてきました。

また、平成15(2003)年4月に身体障がい者・知的障がい者及び障がい児に対する支援費制度が導入されたことにより、障がい者の福祉サービスのあり方は従来の行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと大きな転換が行われました。

この結果、サービス利用者数が増加する一方で、サービス提供体制に大きな地域格差が生じていること、精神障がい者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、利用者の急増に伴い財政問題が深刻化していること、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障がいのある人が地域で普通に暮らせるための基盤の整備が大きな課題となってきました。

こうした課題を解消すべく、平成17(2005)年10月、「障害者自立支援法」が制定され、平成18(2006)年4月から施行されています。

「障害者自立支援法」では、精神障がいを含め、障がいのあるすべての人に共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、障がい者施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など、施設・事業の再編が行われています。また、サービスを利用した人がその利用量に応じて一定の負担を担うとともに、国と地方自治体が費用負担を行うことを明確にし、利用者の増加に対応しうる持続可能な福祉サービスのシステムの構築を目指しています。

さらに、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村が障がい福祉計画を作成するよう義務付けられています。

「障害者自立支援法」

支援費制度の理念である「自己選択と自己決定権」、「利用者本位」を継承しつつ、障がい福祉サービスの一元化（施策・事業体系の再編）、利用者負担の見直し、就労移行支援事業や地域生活支援事業の創設など、障がい福祉サービスに係る新たな体系を構築することにより、障がい者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものにすることを目的としています。

自立と共生の社会を実現
障がい者が地域で暮らせる社会に

【「障害者自立支援法」のポイント】

- 1 障がい者施策を3障害一元化
- 2 利用者本位のサービス体系に再編
- 3 就労支援の抜本的強化（障がい者がもっと「働ける社会」に）
- 4 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
- 5 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- 6 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し
支えあう仕組みの強化
 - (1) 利用したサービスの量等に応じた公平な負担
 - (2) 国の財政責任の明確化

「障害者自立支援法」のポイント

障がい者施策を3障がい一元化

現状

- ・ 3障がい（身体、知的、精神）ばらばらの制度体系（精神障がい者は支援費制度の対象外）
- ・ 実施主体は都道府県、市町村に二分化



3障がいの制度格差を解消し、精神障がい者を対象に市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・ 利用種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態と乖離



体系を再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障がい者を対象としたサービスを創設
規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・ 養護学校卒業生の55%は福祉施設に入所
- ・ 就労を理由とする施設退所者はわずか1%



新たな就労支援事業を創設
雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・ 全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない
- ・ 支給決定のプロセスが不透明



支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

現状

- ・ 新規利用者は急増する見込み
- ・ 不確実な国の費用負担の仕組み



国の費用負担の責任を強化（費用の1/2を負担）
利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

(2) 計画策定の趣旨

町では平成12年に「三芳町福祉計画 めくもり・ささえあい・みどりのハートフルプラン」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。また、平成17年3月には、町の障がい者施策を障がいのある人とその家族の視点、地域福祉の推進の視点から見直し、「三芳町障害者福祉計画」を策定し、計画的な施策の展開に取り組んできました。

「障害者自立支援法」の施行を受け、障がい福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する事項を定め、各種事業を円滑に提供するため、「三芳町障がい福祉計画」を策定します。

2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、「障害者自立支援法」第88条において策定を定められている「市町村障害福祉計画」であり、国の基本方針に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

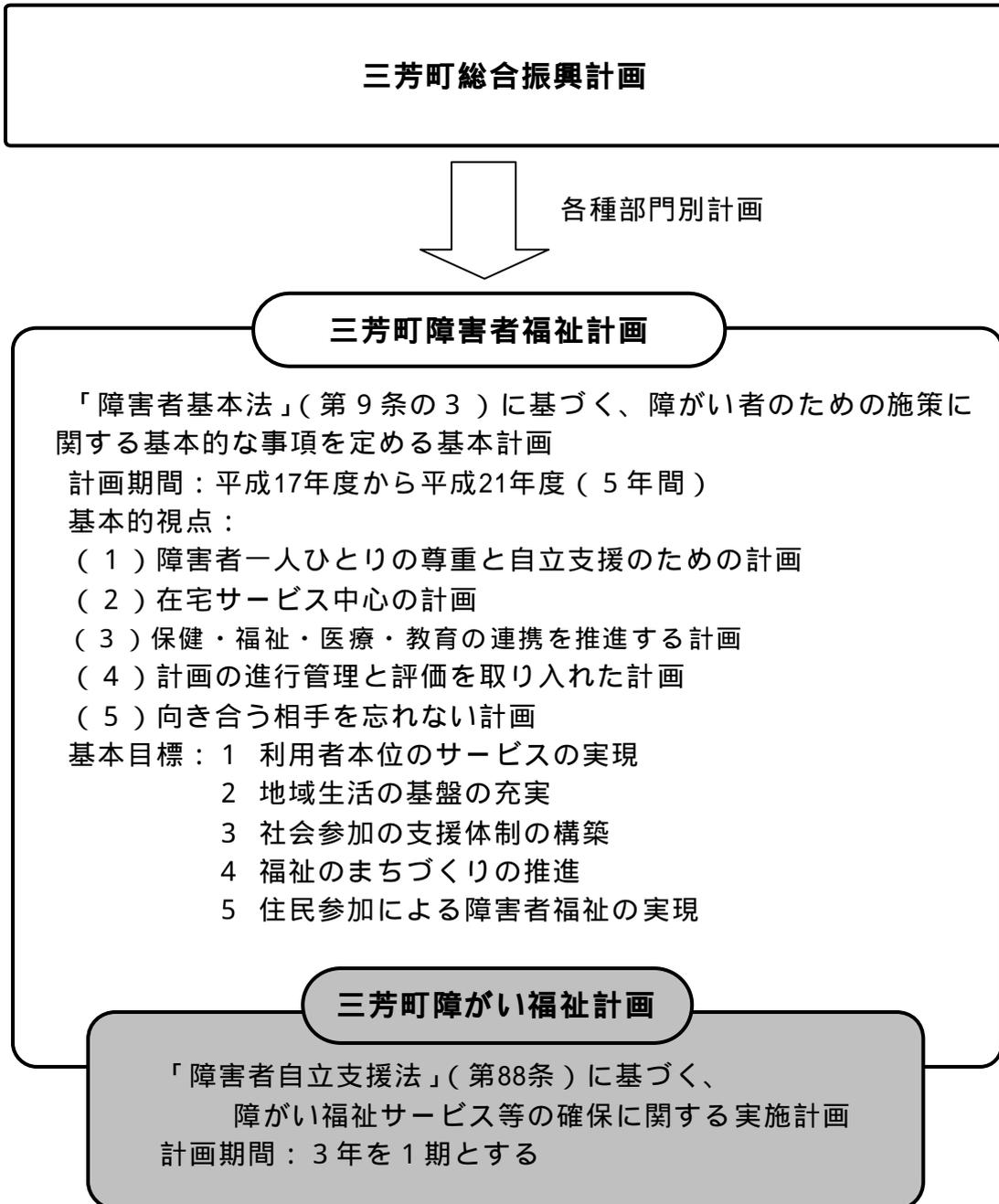
この計画は、町の障がい福祉サービスに係わる計画として、地域性を踏まえるとともに、「総合振興計画」、「三芳町障害者福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」などの、町の障がい者福祉に関わる他の計画との調和を保ちながら策定しています。

この計画は、公募町民、各種関係団体、サービス提供者などの代表で構成する「三芳町福祉計画策定審議会」による審議を経て策定されています。

(2) 計画の対象者の範囲

この計画における「障がい者」とは、「障害者自立支援法」における障がい福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障がい者、「知的障害者福祉法」にいう知的障がい者のうち18歳以上である者及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障がい者（知的障がい者を除く）のうち18歳以上である者をいいます。また、「障がい児」とは、「児童福祉法」に規定する障がい児及び精神障がい者のうち18歳未満である者をいいます。

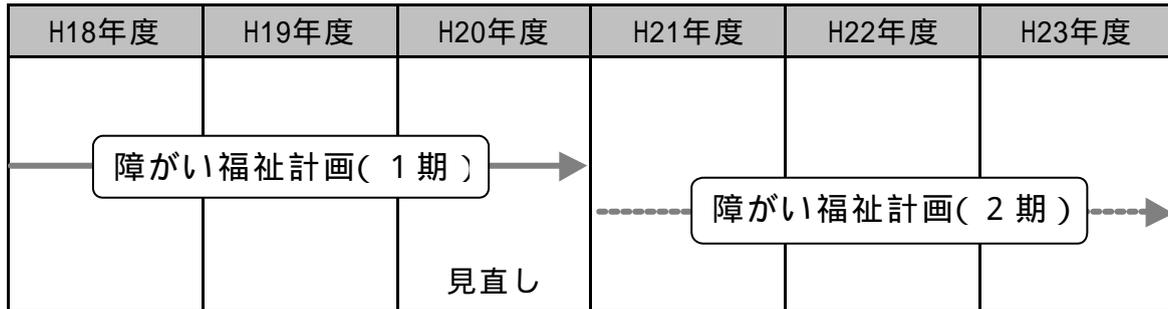
「障がい福祉計画」の位置づけ



(3) 計画の期間

この計画は、平成23年度までの期間を視野に入れつつ、平成18年度から20年度までの3年間で1期とします。また、平成20年度にこの計画の見直しを行います。

計画の期間



3 計画の基本理念と視点

(1) 基本理念

「障害者自立支援法」の趣旨及び国の「基本指針」に示された基本理念、サービス基盤整備に関わる基本的な考え方を踏まえつつ、「三芳町障害者福祉計画」において掲げてきた『ノーマライゼーション』という大きな理念に基づき、障がい福祉サービスを推進します。

【参考】国の基本指針における基本的理念

基本的理念

障がい者の自己決定と自己選択の尊重
市町村を基本とする仕組みへの統一と3障がいの制度の一元化
「地域生活移行」や「就労支援」等の課題に対応した
サービス基盤の整備

(2) 基本的な視点

基本的視点1 訪問系サービスの充実

障がいのある人に対して、共通の制度のもとで、一元的に訪問系サービスを提供できる体制を構築することが求められています。障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。

基本的視点2 日中系サービスの充実

地域で自立や就労のための訓練を受けたり、職場において定着への支援を受けたり、あるいは必要な介助を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、日中系サービスの充実に努めます。

基本的視点3 地域生活移行の促進

障がいのある人本人やその家族が高齢期になっても、住みなれた地域でいつまでも暮らしていけるという安心感が求められています。いわゆる社会的入院などを解消し、地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療とも連携した自立訓練事業等を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点4 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、生きいきと生活できる社会が求められています。「障害者自立支援法」における地域生活支援事業を実施し、地域における相談支援や移動・コミュニケーション支援等の充実を図るとともに、各種の障がい福祉サービスを適切かつ効果的に提供できるよう、地域の連携体制の充実を図ります。

【参考】国の基本指針における基本的な考え方

障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

相談支援

- 1 中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備
- 2 相談支援事業を効果的に実施するためのネットワークの構築
(障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療等関連分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」の設置など)

第2章 障がい者（児）の現状

1 障がい者数の推移

(1) 全国・県の状況

平成18年版「障害者白書」によると、全国の障がいのある人の数は約656万人、総人口の5.2%となっており、その内訳は、身体障がい者が351.6万人、知的障がい者が45.9万人、精神障がい者が258.4万人となっています。

埼玉県では、平成18年3月31日現在、身体障がい者が181,877人、知的障がい者が30,272人、精神障がい者が17,086人となっています。

全国の障がい者数

(単位：万人)

区分	総数	18歳未満	18歳以上	年齢不詳	総人口比
身体障がい者	351.6	9.0	342.6	-	2.8%
知的障がい者	45.9	10.3	34.2	1.4	0.4%
精神障がい者	258.4	-	-	-	2.0%

人口：平成13年10月1日現在 12729.1万人

各障がい者数の数値は、身体障がい者は平成12年・13年、知的障がい者は平成12年、精神障がい者は平成14年の調査による数値。

(資料：平成18年版「障害者白書」)

埼玉県の障がい者数(手帳所持者)

(単位：人)

区分	総数	総人口比
身体障がい者	181,877	2.6%
知的障がい者	30,272	0.4%
精神障がい者	17,086	0.2%
障がい児数	11,610	0.2%

人口：平成18年3月31日現在 (7,059,069)人

身体、知的、精神障がい者数：平成18年3月31日現在

障がい児数：平成17年3月31日現在

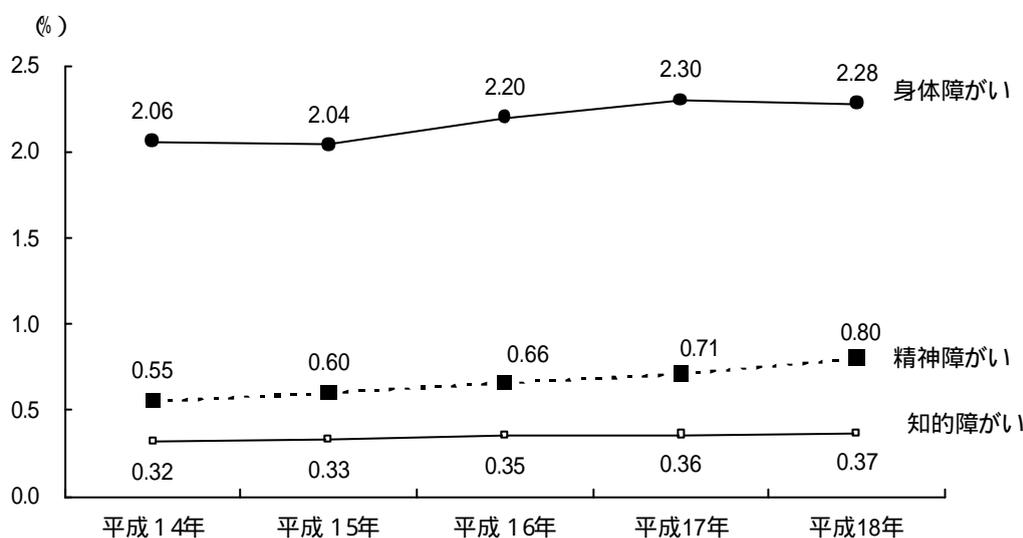
(2) 町の状況

町の障がい者数(平成18年3月末日現在)は全体で1,255人、その内訳は身体障がい者が830人、知的障がい者が134人、精神障がい者が291人となっています。

総人口(平成18年3月末日現在36,380人 住民基本台帳)に占める割合をみると、身体障がい者は2.3%と全国平均(2.8%)よりは低く、知的障がい者の割合は約0.4%と全国(0.4%)と同等となっています。

各障がいとも年々増加傾向にあり、平成14年と比較すると身体障がい者は15%増、知的障がい者は21%増、精神障がい者は52%増となっています。

総人口に占める障がい者の推移



町の障がい者数

(単位:人)

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
身体障がい者	721	725	790	831	830
内18歳未満	19	18	18	22	22
総人口比(%)	2.06	2.04	2.20	2.30	2.28
知的障がい者	111	117	125	133	134
内18歳未満	38	39	39	42	39
総人口比(%)	0.32	0.33	0.35	0.36	0.37
精神障がい者	191	212	236	258	291
総人口比(%)	0.55	0.60	0.66	0.71	0.80

各年3月末日現在

身体障がい者、知的障がい者は各手帳所持者

精神障がい者数は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第32条(通院医療費公費負担制度)の利用者数。

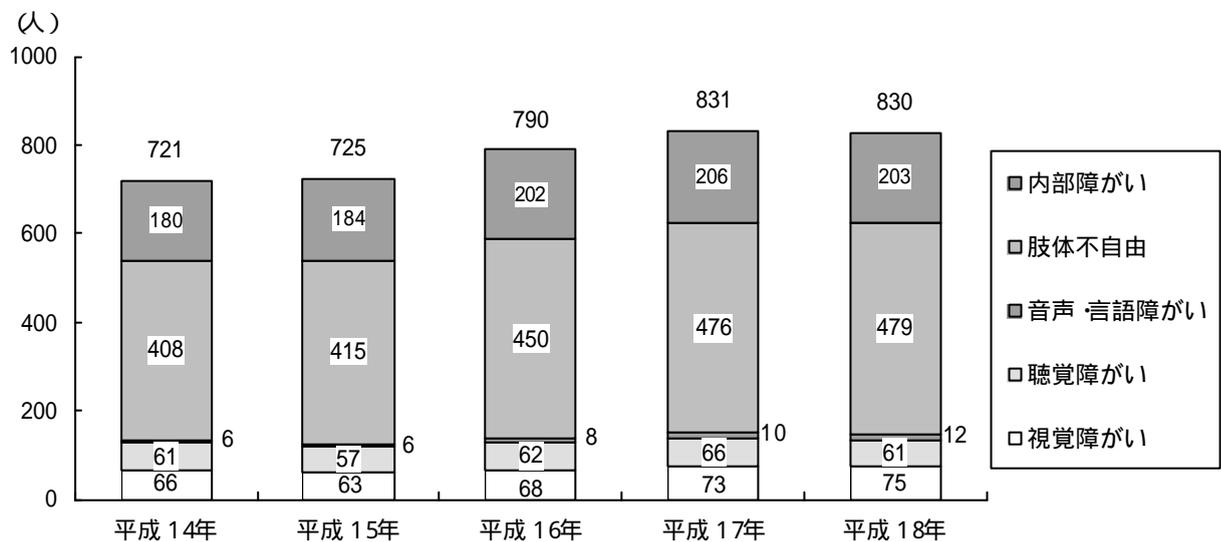
2 身体障がい者

平成18年3月末日現在における身体障がいの種類別の状況は、肢体不自由が479人（全体の57.7%）と最も多く、次いで内部障がい203人（同24.5%）、視覚障がい175人（同9.0%）、聴覚障がい61人（同7.3%）の順となっています。

平成14年と比較すると、肢体不自由は17.4%増、内部障がいは12.8%増と大きく増加し、人数は少ないものの音声・言語障がいは2倍となっています。

障がいの程度別の推移をみると、2級の増加とともに、中度である3、4級が増加しています。

身体障害者手帳所持者数（障がい種類別）



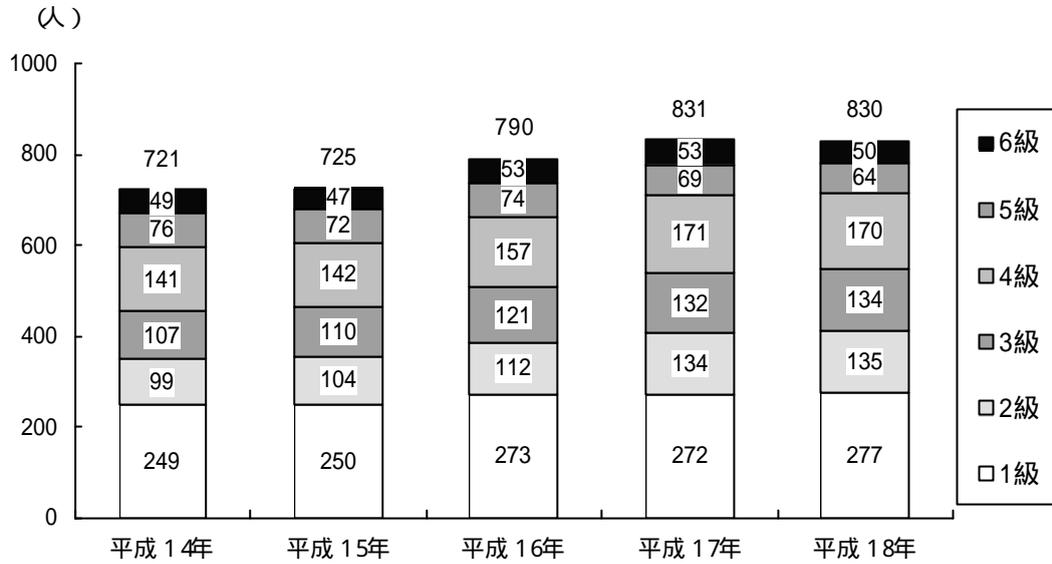
（単位：人／％）

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
視覚障がい	66(9.2%)	63(8.7%)	68(8.6%)	73(8.8%)	75(9.0%)
聴覚障がい	61(8.5%)	57(7.9%)	62(7.8%)	66(7.9%)	61(7.3%)
音声・言語障がい	6(0.8%)	6(0.8%)	8(1%)	10(1.2%)	12(1.4%)
肢体不自由	408(56.6%)	415(57.2%)	450(57%)	476(57.3%)	479(57.7%)
内部障がい	180(25.0%)	184(25.4%)	202(25.6%)	206(24.8%)	203(24.5%)

各年3月末日現在

（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

身体障害者手帳所持者数（障がい程度別）



（単位：人 / %）

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
1級	249(34.5%)	250(34.5%)	273(34.6%)	272(32.7%)	277(33.4%)
2級	99(13.7%)	104(14.3%)	112(14.2%)	134(16.1%)	135(16.3%)
3級	107(14.8%)	110(15.2%)	121(15.3%)	132(15.9%)	134(16.1%)
4級	141(19.6%)	142(19.6%)	157(19.9%)	171(20.6%)	170(20.5%)
5級	76(10.5%)	72(9.9%)	74(9.4%)	69(8.3%)	64(7.7%)
6級	49(6.8%)	47(6.5%)	53(6.7%)	53(6.4%)	50(6.0%)

各年3月末日現在

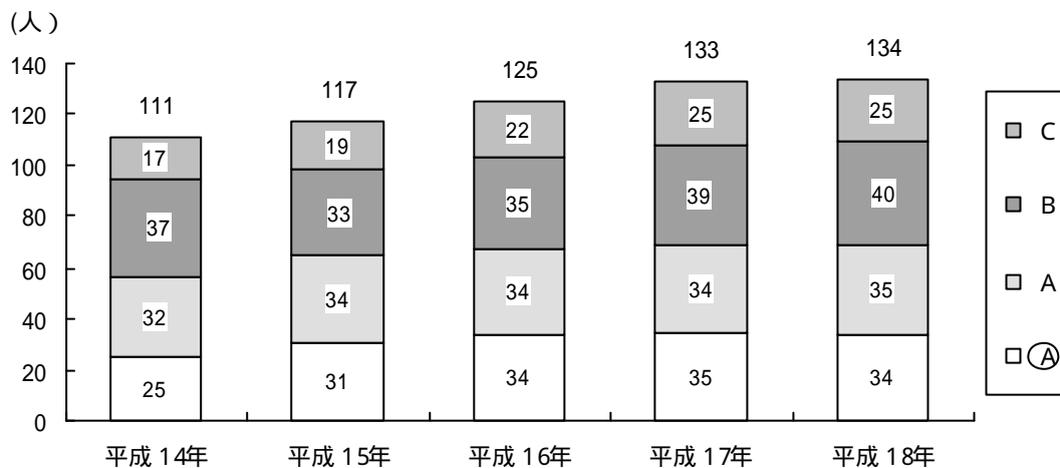
（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

3 知的障がい者

平成18年3月末日現在、町の知的障がいの程度別の状況は、？ 34人（全体の25.4%）、A 35人（同26.1%）、B 40人（同29.9%）、C 25人（同18.7%）となっています。

平成14年と比較すると、？ が36%増加、C が47%増加しており、両極の増加傾向が著しくなっています。

療育手帳（みどりの手帳）所持者数（障がい程度別）



（単位：人 / %）

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
？	25(22.5%)	31(26.5%)	34(27.2%)	35(26.3%)	34(25.4%)
A	32(28.8%)	34(29.1%)	34(27.2%)	34(25.6%)	35(26.1%)
B	37(33.3%)	33(28.2%)	35(28.0%)	39(29.3%)	40(29.9%)
C	17(15.3%)	19(16.2%)	22(17.6%)	25(18.8%)	25(18.7%)

各年3月末日現在

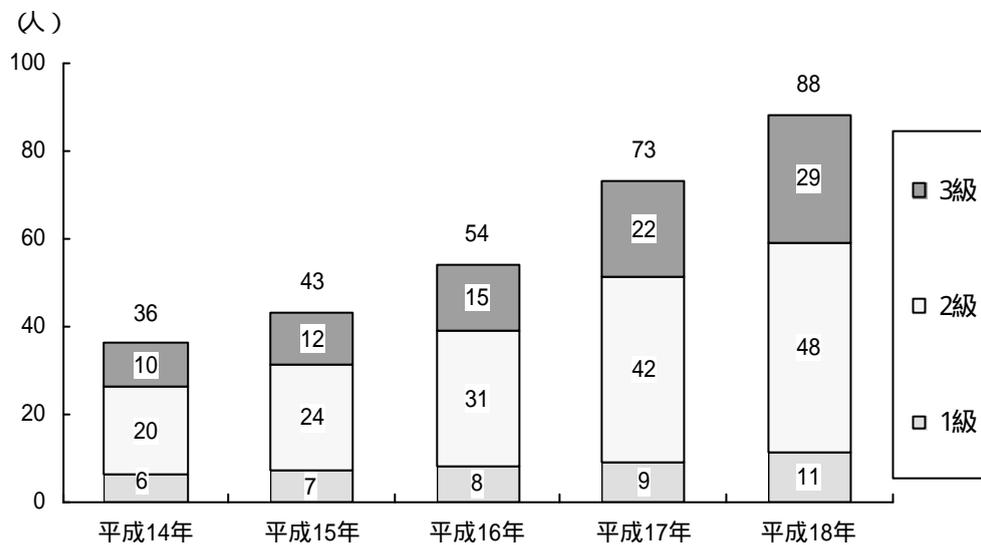
（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

4 精神障がい者

平成18年3月末日現在、町の精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の状況は、1級が11人（手帳所持者数合計の12.5%）、2級が48人（同54.5%）、3級が29人（同33.0%）となっています。平成14年の状況と比較すると、各等級とも大きく増加し、合計数では2.4倍となっています。

また精神障がいに関する通院医療費公費負担制度の利用者数でみると、平成14年の191人から平成18年の291人へと52.4%増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい程度別）



（単位：人／％）

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
1級	6(16.7%)	7(16.3%)	8(14.8%)	9(12.3%)	11(12.5%)
2級	20(55.6%)	24(55.8%)	31(57.4%)	42(57.5%)	48(54.5%)
3級	10(27.8%)	12(27.9%)	15(27.8%)	22(30.1%)	29(33.0%)
合計	36	43	54	73	88
把握者数	191	212	236	258	291

各年3月末日現在

（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

把握者数は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第32条（通院医療費公費負担制度）の利用者数

5 就学などの状況

(1) 盲・ろう・養護学校

平成18年度現在、近隣の盲・ろう・養護学校に、小学部4人、中学部2人、高等部7人、合計で13人の児童・生徒が在学しています。

盲・ろう・養護学校在学者数（町内在住者のみ）

（単位：人）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
小学部	2	3	4	4
中学部	5	6	5	2
高等部	13	10	9	7
合計	20	19	18	13

各年4月2日現在

(2) 盲・ろう・養護学校卒業者の進路

本町に在住する障がいのある人で盲・ろう・養護学校を平成18年3月に卒業した人の進路は次のとおりです。

盲・ろう・養護学校卒業者の進路

進路先	人数
進学	4（高等部へ）
就職	1
職業訓練施設	
更生施設（入所）	
授産施設（入所）	
授産施設（通所）	
地域作業所	
在宅	
その他（デイケア）	3
不明	1
合計	9

6 就労の状況（H16アンケート結果）

ここでは平成16年に実施したアンケート結果を紹介します。

【調査設計】

調査地域・・・三芳町全域

調査対象・・・

身体障がい者調査：町内在住の身体障害者手帳所持者（686人）

知的障がい者調査：町内在住の療育手帳（みどりの手帳）所持者（84人）

精神障がい者調査：調査期間中の役場窓口利用者（14人）

調査方法・・・、：郵送配布 - 郵送回収、：役場窓口にて配布 - 回収

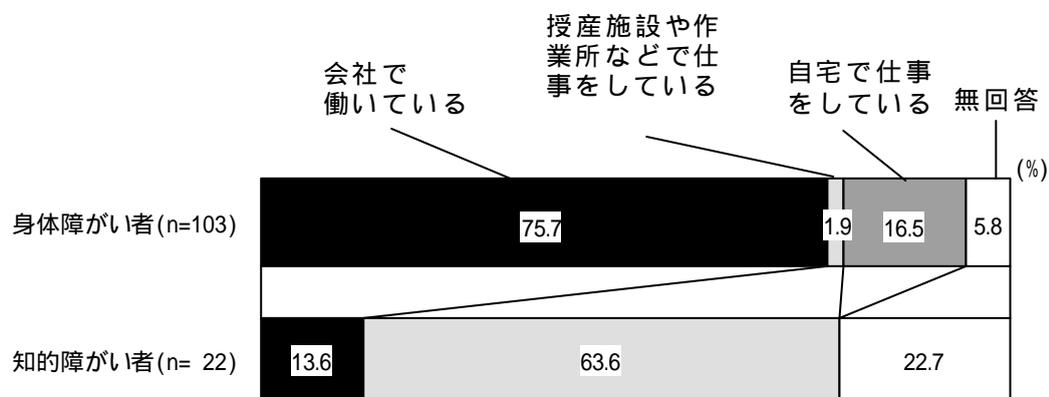
調査期間・・・平成16年1月13日～1月28日

回収結果

	対象者数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者調査	686	566	82.5%
知的障がい者調査	84	67	79.8%
精神障がい者調査	14	14	100.0%

現在就労している人（身体障がい者103人18.2%、知的障がい者22人32.8%）の就労状況をみると、身体障がい者では「会社で働いている」が75.7%を占めています。一方、知的障がい者では「授産施設や作業所などで仕事をしている」が63.6%と多くなっています。

就労状況（身体・知的障がい者調査）

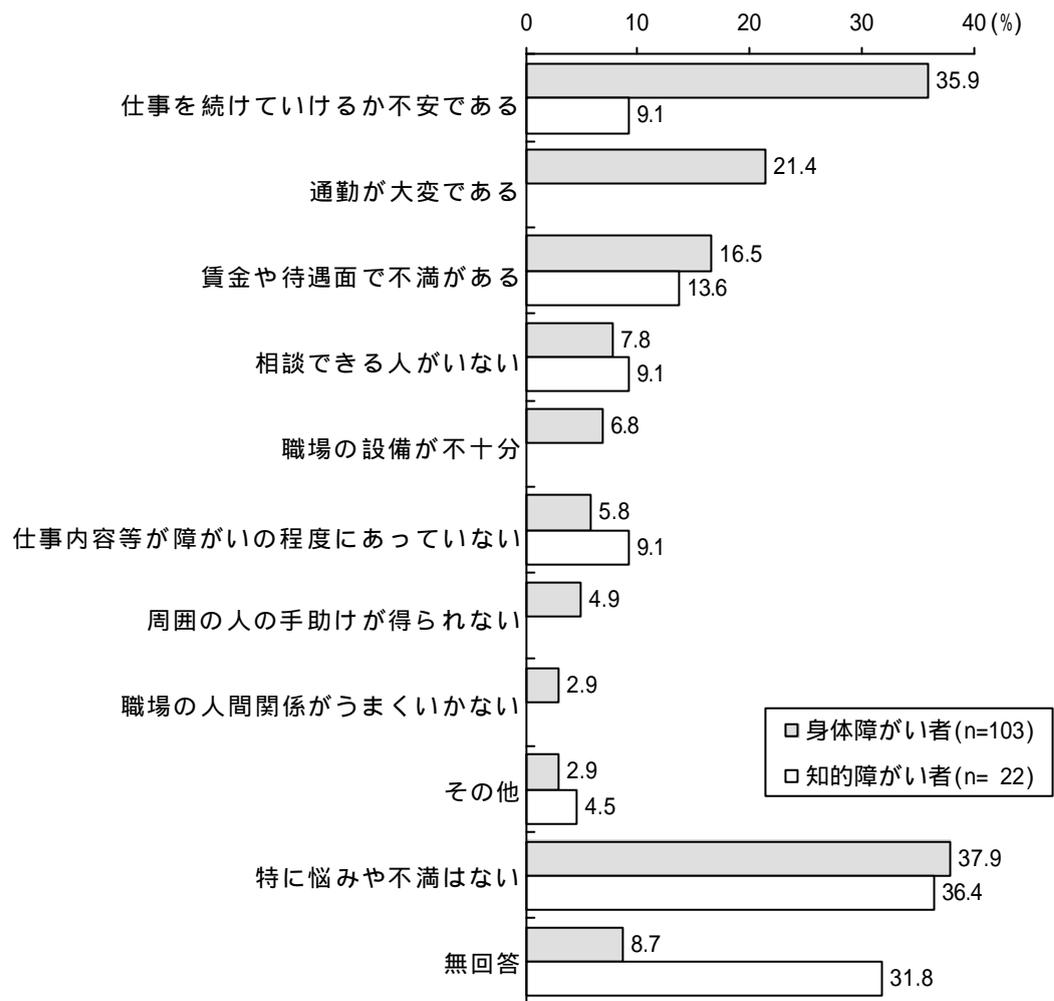


H16「三芳町障害者福祉に関するアンケート調査」

現在の仕事の悩みや不満を聞いたところ、身体障がい者では「仕事を続けていけるか不安である」が35.9%と特に多く、これに「通勤が大変である」(21.4%)や「賃金や待遇面で不満がある」(16.5%)が続いています。

なお、身体障がい者・知的障がい者ともに「特に悩みや不満はない」が多くを占めています。

現在の仕事の悩みや不満（身体・知的障がい者調査）

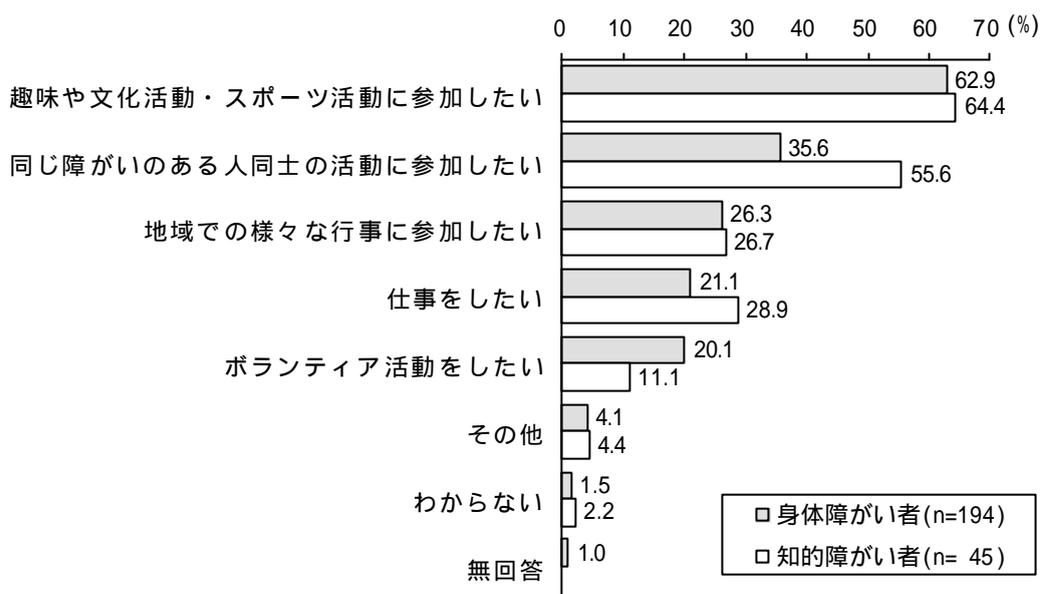


H16「三芳町障害者福祉に関するアンケート調査」

趣味やスポーツ、社会活動への参加意向のある人(身体障がい者194人34.3%、知的障がい者45人67.2%)に参加したい活動内容をたずねたところ、身体障がい者・知的障がい者ともに「趣味や文化活動・スポーツ活動に参加したい」が6割台と最も多くなっています。

また、「仕事をしたい」は身体障がい者では21.1%、知的障がい者では28.9%となっています。

活動したい内容(身体・知的障がい者調査)



H16「三芳町障害者福祉に関するアンケート調査」

7 施設の設置状況

平成18年4月1日現在本町には、以下の施設が設置されています。

町内の施設設置状況

施設	名称	施設数	利用者数
知的障害者入所更生施設	みよしの里	1	11
身体障害者療護施設	かしの木ケアセンター	1	3
心身障害者地域授産施設	三芳太陽の家	1	18
児童デイサービス	みどり学園	1	11
身体障害者デイサービス	かしの木ケアセンター	1	15
精神障害者小規模作業所	みよし工房	1	15

8 福祉サービスの利用状況

(1) 居宅サービス

支援費制度に関する各種居宅サービスの利用者実績は以下のようになっています。利用者数が少なく変動の大きいものもありますが、概ね利用実績は16年度から横這いで推移しています。

身体障がい者

サービス種別	平成16年		平成17年		単位
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	
居宅介護等事業（ホームヘルプ）	7	243	10	179	時間 / 月
内 身体介護	2	75	2	37	時間 / 月
内 家事援助	2	74	3	63	時間 / 月
内 移動介護	3	74	3	79	時間 / 月
内 日常生活支援	1	20	0	0	時間 / 月
短期入所事業（ショートステイ）	2	20	1	21	日数 / 月

知的障がい者

サービス種別	平成16年		平成17年		単位
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	
居宅介護等事業（ホームヘルプ）	3	55	1	22	時間 / 月
内 身体介護	0	0	0	0	時間 / 月
内 家事援助	2	43	1	22	時間 / 月
内 移動介護	1	12	0	0	時間 / 月
短期入所事業（ショートステイ）	7	41	1	2	日数 / 月

障がい児

サービス種別	平成16年		平成17年		単位
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	
居宅介護等事業（ホームヘルプ）	14	202	5	15	時間 / 月
内 身体介護	13	174	1	7	時間 / 月
内 家事援助	0	0	0	0	時間 / 月
内 移動介護	5	28	4	8	時間 / 月
デイサービス事業	11	253	13	171	日数 / 月
短期入所事業（ショートステイ）	9	38	1	1	日数 / 月

各年度平均値

(2) 日中系サービス

平成17年度の実績では、身体障がい者7人、知的障がい者31人の合計38人が法定施設を利用しています。

町内設置施設としては、「みよしの里」(知的障害者入所更生施設)11人、「かしの木ケアセンター」(身体障害者療護施設)3人の利用があり、残り24名は町外施設を利用しています。

また、地域の通所施設として、「三芳太陽の家」(心身授産)18人、「みどり学園」(児童デイ)11人、「かしの木ケアセンター」(身体デイ)15人、「みよし工房」(精神作業所)15人が利用しています。

	施設種別	利用者実数	三芳町	
			平成16年実績	平成17年実績
身体障がい者	身体障害者更生施設		4	1
	身体障害者療護施設		3	4
	身体障害者授産施設		2	2
	身体障害者通所授産施設		0	0
	身体障害者福祉工場		0	0
	身体障害者小規模通所授産施設		0	0
	身体障害者小計		9	7
知的障がい者	知的障害者更生施設(入所)		22	23
	知的障害者更生施設(通所)		0	0
	知的障害者授産施設(入所)		3	3
	知的障害者授産施設(通所)		6	5
	知的障害者福祉工場		0	0
	知的障害者小規模通所授産施設		0	0
	知的障害者小計		31	31
	法定サービス合計		40	38
デイサービス	身体障害者デイサービス		21	22
	知的障害者デイサービス		0	0
	精神障害者地域生活支援センター		0	0
	デイサービス等合計		21	22
作業所	小規模作業所(3障害)		28	28
	総計		56	56

各年度平均値

(3) 居住系サービス

平成17年度の実績では、身体障がい者7人、知的障がい者25人、合計32人が各種施設を利用しています。この内、町内設置施設としては「みよしの里」11人となっており、残りの21人は町外施設を利用しています。

また、グループホームの利用は2名となっています。

施設種別	利用者実数	三芳町	
		平成16年実績	平成17年実績
身体障がい者	身体障害者更生施設	4	1
	身体障害者療護施設	3	4
	身体障害者授産施設	2	2
	身体障害者小計	9	7
知的障がい者	知的障害者更生施設(入所)	22	23
	知的障害者授産施設(入所)	2	2
	知的障害者小計	24	25
	施設系サービス合計	33	32
グループホーム等	知的障害者通勤寮	0	0
	知的障害者グループホーム	2	2
	精神障害者グループホーム	0	0
	グループホーム等居住系サービス合計		2
	総計	33	34

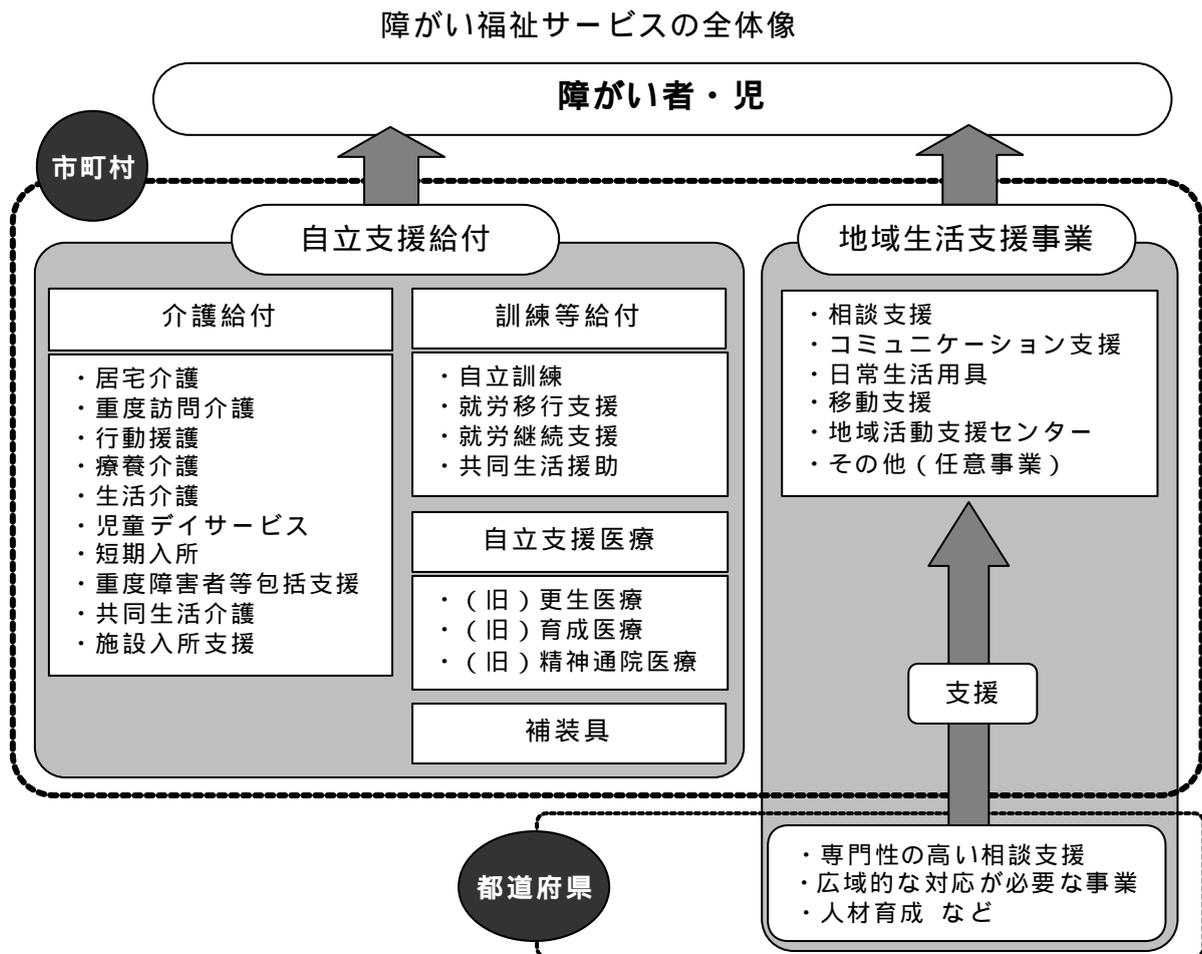
第3章 事業計画

1 障がい福祉サービスの全体像

「障害者自立支援法」では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の必須5事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。



また、「障害者自立支援法」に規定される障がいのある人へのサービスは、障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援が行われます。

特に入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者がそれぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能となります。

施設におけるサービス提供

従来の施設サービスにおいては、昼間は「介護給付」又は「訓練等給付」のうちから、また夜間は入所者の身辺介護や生活支援のための「施設入所支援」を行う「住まいの場」としての役割を果たすことになりました。

日中活動

【介護給付】

療養介護

生活介護

【訓練等給付】

自立訓練

就労移行支援

就労継続支援

【地域生活支援事業】

地域活動支援センター

+

居住支援

施設入所

または

居宅支援サービス

新サービスとその内容

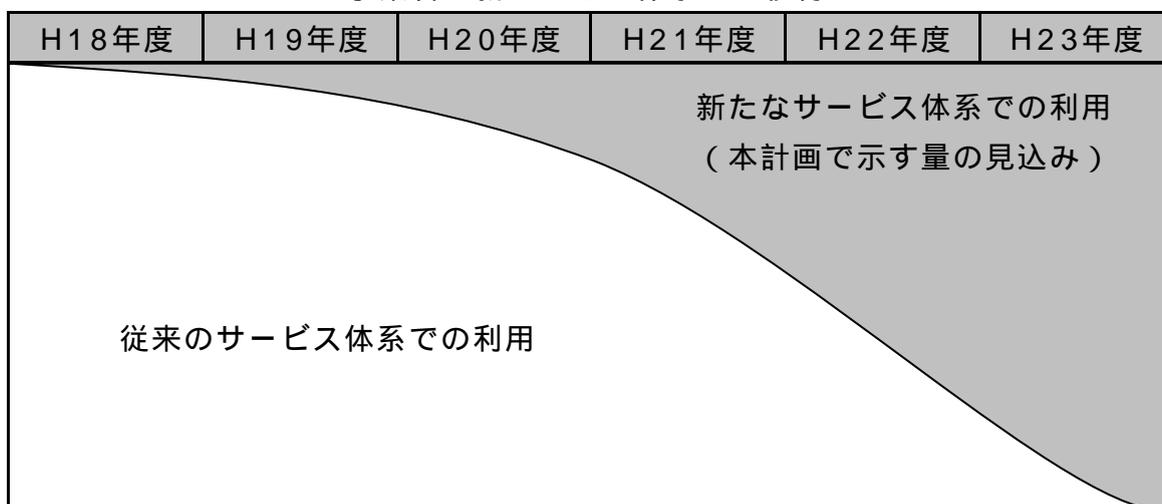
新 体 系	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行う
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する方などが行動する時に、危険回避や外出支援を行う
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供
児童デイサービス	障がい児への、日常生活動作、集団生活への適応訓練等
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う(平日の日中は日中活動の事業を利用)
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う(平日の日中は日中活動の事業を利用)
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
相談支援	相談・情報提供及びサービス利用計画の作成・調整
コミュニケーション支援	手話通訳等の派遣を行う
日常生活用具の給付・貸与	日常生活用具の給付・貸与
移動支援	ガイドヘルパーなどによる移動支援
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、社会参加・交流事業

2 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」(「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの)及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

なお、施設によって提供されるサービスに関しては、新たなサービス体系への移行期間が概ね5年程度設定されています。このため、計画期間中は従来のサービス体系で利用する人と新たなサービス体系で利用する人との両方が存在することになりますが、自立支援法に基づく本計画においては、新たなサービス体系で利用する人に関してそのサービス量を見込量として設定します。

事業者の新サービス体系への移行



(1) 障がい者数の見込

町の障がい者数(手帳所持者数)は緩やかに増加してきました。計画期間中もこの傾向は続くものと考えられ、平成20年度には合計1,145人、平成23年度には合計1,254人程度となるものと見込まれます。

障がい者数推計値

	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
身体障がい者	852	874	896	962
知的障がい者	137	141	146	159
精神障がい者	83	93	103	133
合計	1,072	1,108	1,145	1,254

数値は各手帳所持者数

(2) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

指定障害福祉サービスにおいては、支援費制度等における利用実績を基に、国や県の新体系サービスへの移行に関する考え方との整合を図りつつ、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど町の状況を考慮して見込量を算出します。

また、これらの指定障害福祉サービスを複数利用し、かつ施設や自立訓練、グループホーム等の利用調整機能を有するサービスを利用しない人に対して提供される、指定相談支援（サービス利用計画作成支援）についても見込量を定めます。

指定障害福祉サービス

	訪問系サービス	日中系サービス	居住系サービス
介護給付	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 行動援護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護 児童デイサービス 療養介護 短期入所（ショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援
訓練等給付		<ul style="list-style-type: none"> 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助（グループホーム）

(3) 地域生活支援事業

「障害者自立支援法」では、障がいのある人の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。町では、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を中心に地域生活支援事業として以下の事業を実施します。

地域生活支援事業においては、従来提供されてきたサービスにおける利用実績を基に、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど町の状況を考慮して見込量を算出します。

また、「障害者自立支援法」では、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

町においても、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業の実施体制や既存資源の活用方法をはじめ、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築や関係機関の連携など、地域における様々な支援策等について検討します。

地域生活支援事業メニュー

事業メニュー	
(1) 相談支援事業	相談支援事業
	障害者相談支援事業
	市町村相談支援機能強化事業
	住宅入居等支援事業
	成年後見制度利用支援事業
(2) コミュニケーション支援事業	地域自立支援協議会
	手話通訳者派遣事業
(3) 日常生活用具給付等事業	要約筆記者派遣事業
(4) 移動支援事業	
(5) 地域活動支援センター事業	基礎的事業
	機能強化事業
(6) その他の事業(任意事業)	日中一時支援事業

地域自立支援協議会の役割

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、町が設置し、定期的に協議を行います。

【構成メンバー（想定例）】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、企業、農業関係者、障がい者団体、学識経験者など、町の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成します。

【主な機能】

- ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議と調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発と改善に向けた協議（特に「太陽の家」「みよし工房」「ハーモニー」の運営と協働のあり方など）
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護や就労支援など、分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

3 23年度における目標値

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成23年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所者数（実績）（A）	31人	平成17年10月実績
【目標値】地域生活移行数（B）	3人 (9.7%)	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所支援利用者（C）	2人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成23年度末の入所者数（D）	30人	平成23年度末の利用人員見込 (A - B + C)
【目標値】入所者削減見込（E）	1人 (3.2%)	差し引き減少見込数 (A - D)

「平成17年10月の入所者数（A）」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）及び知的障害者授産施設（入所）に入所している者の合計数

【参考】国の基本指針

- ・現時点の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成23年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減する。

【目標の達成に向けて】

グループホーム、ケアホームなどの生活基盤整備については、周辺2市と連携し、必要な量の確保に努めます。

地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが先ず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。

また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

平成23年度末までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者(「退院可能精神障がい者」)が退院することを目指します。そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みつつ、平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
退院可能な精神障がい者数	4人	平成18年県調査における退院可能精神障がい者数に基づき、三芳町の数値として算出した値
【目標値】減少数	4人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

【参考】国の基本指針

・平成14年度における退院可能精神障がい者数に基づき、市町村及び都道府県が定める数を設定する。

【目標の達成に向けて】

町ではこれまでも精神福祉の分野に積極的に取り組み、現在では地域活動支援センターも設置されています。しかしながら、精神福祉の分野では地域の受け皿はまだまだ不十分であり、「地域自立支援協議会」における町内の既存の事業や施設の活用方法の検討結果に基づき、各種関係機関とともに受け皿づくりに取り組みます。

日中活動の場以外にも、身近な相談先や専門的な相談支援、地域活動のメニューなどについてもさらに充実する必要があります。「地域自立支援協議会」での検討を中心に、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々なサポート体制を強化していきます。

また、地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障がいに対する住民の理解を深めるため、今後も「こころのセミナー」などを実施し啓発活動に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
現在の年間一般就労者数 (実績)		平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	3人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する人の数

【参考】国の基本指針

- ・現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに平成17年度の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。

【目標の達成に向けて】

十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、ハローワーク、障害者職業センター、埼玉県西部地域障害者雇用支援センター等の専門機関や周辺市町と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。

公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に率先して取り組みます。

各種事業所にとどまらず、町内には畑も多く農作業に関する仕事も障がいのある人の就労先として可能性を秘めており、「地域自立支援協議会」での検討を中心に、様々な就労先の開拓に取り組みます。

また、雇う側と雇われる側の意向調整、事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、町内の就労支援体制を強化していきます。

一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力だけでなく、それに関わる全ての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力体制を構築していきます。

4 指定障害福祉サービスの見込

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量】

利用者実績は平成16年度から横這いで推移しています。

見込量は、平成20年度に161時間、23年度には189時間と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	153時間 10人	161時間 11人	161時間 11人	189時間 13人

数値は居宅介護全体。一月あたり利用時間及び利用人数

【見込量確保に向けて】

- ・新しい制度の定着や地域移行の促進に伴い、サービス利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、障がいのある子どもが通える施設、介助者が病気の場合などの場合の短期入所の場合など、日中安心して利用できる介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

ショートステイやデイサービスの利用者数は横這いで推移しています。

各サービスの見込量は、以下の通りです。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	408人日分	591人日分	682人日分	772人日分
療養介護	2人分	2人分	2人分	2人分
児童デイサービス	171人日分	171人日分	171人日分	184人日分
短期入所	24人日分	24人日分	24人日分	24人日分

数値は一月あたり

人日分は利用者延べ人数、人分は利用者実人数に相当

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や移行時期等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障がいのある人が、生活の質を向上させ、豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練）	対象：身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	対象：知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

従来、リハビリ教室や通所施設などで提供されてきたサービスです。利用者数は横這いで推移しています。

見込量は、法定施設の新体系への移行分として以下のように見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練 （機能訓練）	6人日分	15人日分	19人日分	24人日分
自立訓練 （生活訓練）	12人日分	53人日分	66人日分	68人日分

数値は一月あたり

人日分は利用者延べ人数に相当

【見込量確保に向けての方策】

- ・町内の施設は限られており、定員の拡大や周辺市町との連携による新たなサービス提供の確保に努めます。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

町内・外にかかわらず、働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

【サービス見込量】

就労支援強化のための新しいサービスです。従来は、法定施設や地域の通所施設によるサービスの中でその機能が提供されてきました。

見込量は、法定施設の新体系への移行分として以下のように見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	31人日分	83人日分	92人日分	92人日分
就労継続支援 (A型)	0人日分	7人日分	17人日分	63人日分
就労継続支援 (B型)	23人日分	69人日分	110人日分	249人日分

数値は一月あたり

人日分は利用者延べ人数に相当

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がいのある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。
- ・町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。このため、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討していきます。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 住まいの確保（居住系サービス）

居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量（年間）】

現在の利用はグループホームの2名のみとなっています。

見込量は、平成20年度に3人、23年度には5人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活介護 （ケアホーム）	2人分	2人分	3人分	5人分
共同生活援助 （グループホーム）				

数値は一月あたり

人分は利用者実人数に相当

【見込量確保に向けての方策】

- ・ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等にともない、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。
- ・必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービス見込量】

施設入所利用者は、ここ数年では横這いに推移しています。

見込量は、平成20年度に28人、23年度には33人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	8人分	21人分	28人分	33人分

数値は一月あたり

人分は利用者実人数に相当

【見込量確保に向けての方策】

- ・町内設置は「みよしの里」であり、町外の施設を利用している人の方が多くなっています。
- ・施設整備に関しては、今後も広域対応により確保していきます。
- ・施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）

複数サービスを利用する方で、自ら利用に関する調整が困難な人に、サービス利用計画作成します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
指定相談支援	障がい福祉サービスを利用し、自らサービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、サービス利用計画作成します。

【サービス見込量】

施設入所や自立訓練、重度障害者等包括支援等を利用しない比較的重度の人で複数の在宅サービスを利用する人が対象になります。

見込量は、平成20年度に5人、23年度には6人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
指定相談支援	4人分	5人分	5人分	6人分

数値は一月あたり

人分は利用者実人数に相当

施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

【見込量確保に向けての方策】

- ・ 障害者相談支援事業で対応します。支援を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、相談体制の強化に取り組みます。

5 地域生活支援事業

(1) 相談支援

障がいのある人の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、一人ひとりが自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の量の見込み（年間）】

障害者相談支援事業は平成18年度から、地域自立支援協議会は平成19年度から実施します。

平成20年度より成年後見制度利用支援事業を実施します。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会		1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業				1か所
住宅入居等支援事業				
成年後見制度利用支援事業			実施	実施

【実施に向けた考え方】

- ・相談支援事業には、健康福祉課のケースワーカーと保健師により対応します。
- ・地域自立支援協議会での協議を基に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置や障害者相談員等の活用により、身近な地域での相談実施など、相談支援体制を強化していきます。
- ・平成20年度の成年後見制度利用支援事業の実施に向けて、計画的に整備を進めます。

(2) 日常的な活動への支援

障がいのある人の自立生活や社会参加を保障するためにも、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

コミュニケーション支援

【事業の概要】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の量の見込み】

現在の利用者は月平均3名となっています。

見込量は、平成20年度に7人、23年度には8人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	5人 7件	6人 8件	7人 9件	8人 10件

数値は一月あたり、上段は利用見込者数、下段は述べ利用見込件数

【実施に向けた考え方】

- ・手話通訳者派遣及び要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。
- ・町内においては、10年以上にわたり手話通訳の講習会を開催してきました。今後は、町からも県の手話通訳者への登録を目指した養成講座にステップアップするなど、より積極的に手話通訳者等の育成を行います。

日常生活用具の給付等

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業の量の見込み】

見込量は、平成20年度に31件、23年度に34件と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業	25件	28件	31件	34件

数値は月平均値

【実施に向けた考え方】

- ・従来から行ってきた事業であり、引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。

移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。

【事業の量の見込み】

実施箇所数は、平成20年度に8か所、23年度には9か所と見込みます。

見込量は、平成20年度に7人、23年度には8人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	6か所 5人分 100時間	7か所 6人分 120時間	8か所 7人分 140時間	9か所 8人分 160時間

【実施に向けた考え方】

- ・従来は外出介護として提供していたサービスであり、2市1町で6事業所が対応しています。
- ・引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

生活の質の向上や自立生活の支援という観点からは、社会との接点をもつことがとても重要になります。雇用・就労の困難な人でも様々な活動する機会が得られるよう、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター事業	<p>< 基礎的事業 > 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p>< 機能強化事業 > センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

【事業の量の見込み】

機能強化事業の実施箇所数は、平成20年度までに3か所と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
地域活動支援センター基礎的事業	1か所	1か所	3か所	3か所
地域活動支援センター機能強化事業	1か所	1か所	3か所	3か所

【実施に向けた考え方】

- ・ 基礎的事業及び機能強化事業については、18年度から2市1町の広域で「かしの木ケアセンター」に委託し実施します。
- ・ 20年度には「みよし工房」及び「太陽の家」においても基礎的事業及び機能強化事業が行えるよう、計画的に整備していきます。
- ・ 新サービスの提供に向け、事業者の新体系への移行状況を把握しつつ、どのような支援が可能かを検討していきます。

(4) その他の事業 (任意事業)

町ではその他の任意事業として「日中一時支援事業」を実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がい者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。

【事業の量の見込み】

実施箇所数は、平成20年度に8か所、23年度には9か所と見込みます。

見込量は、平成20年度に7人、23年度には8人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日中一時支援事業	6か所 5人分 70時間	7か所 6人分 84時間	8か所 7人分 98時間	9か所 8人分 112時間

利用者数及び時間は一月あたり平均値

人分は利用者実人数に相当

【実施に向けた考え方】

- ・ 2市1町で6事業所に委託して実施します。

6 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する利用者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

「障害者自立支援法」の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページや声の広報なども活用し、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

グループホームを含め、各種の施設等の整備においては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設等の整備に関しては、近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業により、必要な量の確保に努めます。

（４）サービスが利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障がい者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現に向けて、住民すべてが障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

さらに、町の障がい福祉に関するシステムの確立や、町内の資源の開発・改善に向け、「地域自立支援協議会」と協働で取り組んでいきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

「地域自立支援協議会」を中心に、住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(3) 計画の点検・管理体制

障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、庁内の組織を活用して計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

資料編

1 三芳町福祉計画策定審議会設置条例

平成3年6月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 住民代表
- (4) 医師
- (5) 社会福祉施設長
- (6) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第11号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿

役 職	氏 名	選 出 区 分		備 考
	加茂 淳子	1号委員	三芳町議会議員	
副会長	高橋 忠一		"	
	深澤 勝子		"	
	伊藤 正美	2号委員	識見を有する者	三芳町民生・児童委員会会長
	細沼 英一		"	三芳町商工会議所会長
	澤田 秀雄		"	三芳町校長会会長
	向吉 孝子	3号委員	住 民 代 表	公募による委員
	小林 博		"	三芳町手をつなぐ親の会会長
	木野 津南夫		"	三芳町身体障害者福祉会副会長
	太田 廣忠		"	こころの健康づくりをすすめる会会長
会 長	安田 福輝	4号委員	医 師	三芳医会代表
	林 親志		医 師	内科医
	関 光弘	5号委員	社会福祉施設長	かしの木ケアセンター 所長
	広瀬 幸樹		社会福祉施設長	みよしの里所長
	千代田 隆雄	6号委員	社会福祉協議会	三芳町社会福祉協議会事務局長

敬称略

3 策定経過

(1) 協議内容

開催日	議 題	協議内容等
平成18年 9月20日(水)	三芳町福祉計画策定審議会 委員委嘱状交付式及び 第1回 三芳町福祉計画策定 審議会	・ 障害者福祉計画について
平成18年 11月6日(月)	第2回 三芳町福祉計画策定 審議会	・ 三芳町障害福祉サービスの 現状と課題(今後の方 向)について
平成18年 11月28日(月)	第3回 三芳町福祉計画策定 審議会	・ 三芳町地域生活支援事業 について
平成19年 2月7日(水)	第4回 三芳町福祉計画策定 審議会	・ 三芳町第1期障害福祉 計画<素案>について
平成19年 3月7日(水)	第5回 三芳町福祉計画策定 審議会	・ パブリックコメントに ついて ・ 三芳町障がい福祉計画 (素案)の検討について ・ 答申(案)の検討 ・ 町長へ答申

4 団体アンケート意見一覧

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
1 幸の会	身体	送迎サービス：タクシーが頼みづらい(自宅までの送迎、時間通りに使えない) 移動(歩行)介助：介護保険を使っている時以外、自由に移動できない 書類の読み書き：家族が手伝ってくれる時はいいが、老夫婦だけになった時	就労や通所はしていないが、盲のため移動が一人ではできないので、急な要望でも付き添ってくれるサービスがほしい。 タクシー券の利用については一回一区间のみ使用ではなく、最高額と決めながらも一回一回の乗車区間を自由に設定できるようにしてほしい。	情報入手：広報、議会便りのテープ、新聞は読めないで、ラジオを使う 災害時の情報提供：障害者向けに特定の情報提供サービスがあると助かります	一人暮らしになったときの訪問サービス、食事サービス(有料で可)	ボランティアに支援を依頼する場合に共通したルールづくりとその共有、及び教育。 ボランティアをする側の教育とルールの説明。 ボランティアをされる側のモラル教育 介護保険認定時に個人毎にバラツキがないように徹底した調査をお願いしたい。 公共施設の入り口に音の出る何かをつけてほしい。
2 幸の会	身体		視覚障害者が安心して参加できるサロンや集いの場がほしい	現在は夫のケアマネジャーに相談をしている。障害者が安心して相談できるケアマネジャーがほしい。	ガイドヘルパーができる人材を養成してほしい	高齢者事業団の事を今日始めて知った。これから事業団を利用したいと思う。
3 幸の会	身体	障害者のサークルの集いの時の送迎バスが大変親切で感謝している		社協から情報入手しているが、よりわかりやすく説明してくれる。役場はもっと情報を多くしてわかりやすく入手できるようにしてほしい。窓口に行っても障害のある人にはもっと親切に詳しく話をしてほしい。時間をかけて納得のいくようすべてにおいて。	障害者自立支援法になり、従来のサービスが受けられなくなり家に閉じこもる人が多くなったようだ。公民館でいるいろいろな行事があっても足がななく、元気な人なら行ける所でも障害者には行くことができない。ライフバスがもっと使えれば行きたい人が一杯います。ライフバスをもっと時間を増して運行してもらいたい。	
4 幸の会	身体			広報のテープはとてども気に入っています。(地震)自然災害時の安全確保：避難場所への誘導	点字ブロックをつけてほしい	電磁器を購入したい
5 幸の会	身体	ライフバスを利用して動いている。2時間に1本しかない時間帯があるが、せめて1時間に1本にしてほしい。	郵便物を読んでもくれる者がいないので、町にもっていったら読んでくれるところ、対応してくれるところがあるといい。(社会福祉協議会とか、支所などで)	ラジオ放送(NHKが多い)で入手している。老人会が中止になっているので、近所の方と顔を合わせたので復活するか。それに代わるものをつくってほしい。	タクシー券の100円、200円をつくらせてもらって初乗り券と一緒に使えるようにしてほしい	音声誘導システムを公的な施設に(入り口・トイレ)につけてほしい

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
6 幸の会	身体	外出ガイド(10時間使用中)	ボランティアで週3回(ボランティア先で送迎有)今は不便を感じていない	ボランティア先での情報がある。気楽にいける相談窓口がほしい。	町としてガイドヘルパーを希望	・タクシー券の改善(100円や200円券などに) ・公的施設の入り口に音声誘導システム装置を希望する。
7 幸の会	身体	会合の時はあいの会のガイドヘルプのお世話になっている。バスの送迎も利用している。タクシー券をもらっている。(初乗り券以外に100円券もあると良い)		広報のテープはいつも聞いています。拡大読書器を使用している。補助具に対する補助を拡大し読み上げ器が使えるようにしてほしい	・道路の整備を促進してほしい(歩道の高低、広かったり狭かったり)。 ・信号機に音声をつけてほしい。 ・公園を増やしてほしい。	・災害時や緊急時の対応が容易にできるような施設や処置方法を予め設定して周知してほしい。 ・銀行のATMに音声をつけてほしい。(郵便局にはある)
8 三芳町聴覚障害者の会	身体	利用したくても厳しくて受けられていない	障害者の意向を大切に実現させる行政 日中活動への支援：障害者の1人生活への支援活動として対話可能な人の派遣を依頼したい。一緒に料理をした活動はできないが、個人との対話なら受け入れることができる人は1対1の支援を望みたい。社会人としての接触はとて定期的な会合で障害者を成長させるよう支援してもらいたい。	障害者と対話のできる行政	訪問援助	他市町村よりも劣らないような税金を福祉のために使ってほしい。そのために障害を持っている人から直接声を聞き、その実現をさせるために税金を使ってほしい。
9 三芳町聴覚障害者の会	身体	要約筆記「あすなろ」このサークルは人数が少なくまだ勉強されて発展中ですので、十分な情報保障はこれからの方だ。県のを要筆担当のようになれるよう頑張してほしい			車いす専用駐車場を利用する人がいなくても、そのスペースは用意されているように。聴覚者がいてもいなくても手話通訳・要約筆記(OHPなど)準備してほしい。文字による情報保障。聴覚者に限らず、高齢化により音声情報では情報が得られることが難しい人達が増えてくるのは必然的なので。たとえば町で合同の健康診断・講演など今までのように無料で福祉的に。	備えあれば、憂いなしの発想を。町民に身体・知的・精神に不自由な人がどこに何人いることが分かっているのは役場だけなので、積極的な情報発信を願いたい。

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
10 三芳町聴覚障害者の会	身体	広く薄いサービス(お風呂券50歳55歳)について変更になったとき、広報に載せれば良いと思うが、人に対する中止についてはきちんとしてきて良いものではないかと思う。(17年度4月補聴器電池について)窓口で言われました。現行では、補聴器の調子が悪いとき、役場に連絡ですが、修理の時、無料で済む時があります。完全に修理必要とわかった時に店から見積もり連絡に変更したほうが良いのではないかと思う。	個人主義的な世の中になり、隣はどんな方が住んでいるかわからない状態。自治会があっても入らない方も多く辞める方もいる。役をやることだけ嫌なだけで、奉仕の心が薄くなってきているように思う。一方で感謝する気持ちも薄いできています。でもお金も必要な物だが、就労はそのための手段であり、回りの方の支援も必要だ。個人情報保護法で難しくなってしまった。頼りは行政だけだ。	現在補聴器があれば何とか生活できるが、将来はどうなるかわからないので不安。せめて福祉課に聴覚障害者に理解のある手話通訳士の職員を配置していただきたい。	高齢化が進み聴覚・視覚と悪くなっていくので、電光文字盤を設置してほしい。交通・病院・デパート等、大阪ではタクシーやホテルの中にも電光文字盤を設置しているため、大阪の方が住みやすいと思う。講演等、不特定多数の方が集まる集会(選挙・演説も含む)は必ず手話通訳と要約筆記をお願いしたい。	以前住んでいた吹田市から、三芳町に転入してきた際の福祉行政の落差はひどいものだった。福祉サービスの後退は欲しくない。
11 三芳町聴覚障害者の会	身体	・手話通訳・ファックス、アダプター、テレビ字幕の機械など聞こえない人が使うもの補助金。 ・一番大切なのが通訳なのに、断られたことがある。3日前の予約なので、病気の時に困る。	・5年前に退職して現在は手話の指導(学校やサークル) ・聴障者が町など公的な会議に参加する場合は通訳をつけてほしい。	・聴障会、サークル、広報、県情報センター・行政とは手話コミュニケーションが取れないのでできない。筆談では正確に伝わらない。 ・行政の窓口でも意味が通じず、わからないまま暮らしている聴障者がいる。通訳者を通して説明してほしい。	・少しでも手話を使える人が増えてほしいし、手話通訳者自体も増やしてほしい。 ・手話通訳は聴障者だけでなく、健聴者のためでもある。コミュニケーション保障は無料であるべき	・役場、社協に通訳がほしい。 ・行政関係に電話と一緒にFAX番号も記載してほしい。 ・緊急の場合、三芳町には通訳者がいない。派遣を頼むのは、間に合わない。他市との理解を得て、協力してほしい。
12 三芳町聴覚障害者の会	身体	FAX・テレビ、字幕など	・地域とのコミュニケーションが不足し、トラブルを招きやすい ・行事に参加しづらい。 ・自治会の会議ができない	・聴覚障害者の会、サークルに相談している。行政とは手話コミュニケーションがとれないのでできない。(筆談では正確に伝わらない)	「コミュニケーション支援事業」は聴覚言語機能等の障害のある方に手話通訳者を派遣してほしい。	・窓口での手続きなどの際に、手話ができる人などに補助してほしい。 ・重病の時、緊急ボタンを押して救急車と必ず手話通訳者と共に派遣してほしい。 ・行政関係の電話と一緒にFAX番号も記載してほしい
13 三芳町聴覚障害者の会	身体	緊急時、天災児や急病などの対応ができないと心配		情報は友人から入手	このようなアンケートの文章も読み取るのが困難なため、一般の文章作成や読み取りのスクールなどがあればよいと思う。	役場の窓口の手続きなどの際に会話の補助をすること。(手話通訳必要)
14 三芳町聴覚障害者の会	身体	緊急時、天災児や急病などの対応ができないと心配				役場の窓口の手続きなどの際に会話の補助をすること。(手話通訳必要)

	団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
15	三芳町聴覚障害者の会	身体		4年前定年を迎え、現在手話の指導、学校、サークル	・埼玉県聴覚障害者情報センター及び埼玉県聴覚障害者協会(相談員) ・市町村に住む耳が不自由な人たちが災害時の避難情報など障害者向けの情報発信の拠点施設をつくってほしい	少しでも手話が使える人が増えてほしい。 手話通訳者を増やしてほしい	役場、社協・窓口での手続きなどの際に手話ができる人などに補助してほしい。 ・手話通訳者がつくイベント講演などもやってほしい。(手話通訳者がつく講演はほとんどない)
16	三芳町聴覚障害者の会	身体	FAXなど使うものほしい	手話の学習	行政とは手話コミュニケーションが取れないのでできない 聴、サークル、広報、県情報センター		手話のできる人がほしい
17	三芳町聴覚障害者の会	身体		手話講座がほしい。指導ができる。	三芳町で地域コミュニケーションが取れない	福祉は手話通訳者を介して話す場合も通訳者の方ばかりを見ずに当事者を見るようにすること。表情も手話表現のひとつだから。	三芳サークルが活動をします。手話ができるだけ。
18	三芳手話サークル(難聴者)	身体	補聴器購入の際の補助を受けているので、今後も続けてほしい。特定の店でしか購入できないが町内の店とかで購入できれば便利	今後の聴力低下を想定し、手話を勉強中	サークル仲間の方から情報入手している		聴力を補うには補聴器に頼るしかないが、年ごとに良いものが開発されている反面高額に。購入時の補助は続けてほしい。要約筆記、手話通訳者等により、情報を保障してほしい
19	手をつなぐ親の会	身体・知的			役場からの情報があると良いが、情報が少ない	医療設備がある施設があれば将来も暮らせる。現在は近くにはほとんどいないので、心配している	
20	手をつなぐ親の会	精神	就労支援を受けているが、支援法の改正により経済的負担が増え大変です。	一般就労ができれば良いが、障害により無理に近い人たちが多いのが現状。受け入れ側の体制を整えない限り、一般就労は難しいと思う。地域に根ざした通所施設、作業場は必要だと思う。地域は仕事の斡旋、施設の利用などを支援してほしいと思う。	福祉課に行った時にちょっとした情報は耳にするが、詳細は自分で行動しない限りわからない。調べるにしてもその術がわからない。誰でもわかるような説明をしてほしいと思う。もっと地域と行政が一体となってほしい。	障害者(児)が気兼ねなく、利用できるレストラン、スポーツクラブ、音楽活動、サークルなど楽しめる場所があればと思う。	緊急時のデイサービス、送迎などがあると助かります。
21	手をつなぐ親の会	知的		日中は太陽の家に通所している	親の会のメンバー。役場の福祉課太陽の家の保護者会		とてもわかりにくく、難しい福祉行政だと思う。いろいろランクによって利用できるかできないかが違う。わかりやすく説明してほしい。

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
22 手をつなぐ親の会	知的	みよしの里ショートステイ	三芳太陽の家へ通っている			
23 手をつなぐ親の会	知的	みよし友愛サービスを利用して。毎月4回から5回。	太陽の家に通っている。仕事は作業班で、いろいろなことで理解できないことも稀にあると思う	広報は見落とす恐れがあるので、行政(役場)からの情報発信が必要だ		親が体調を崩した時に送迎を代わりしてくれる人が必要だ
24 手をつなぐ親の会	知的		太陽の家へ通所しているが、通所に対して各種の支援をしていただいている事を続けているだければ良いと思う。	相談先、情報入手方法は特にないので、行政より情報をお願いしたい。方法としては、町の広報、太陽の家経由等		
25 手をつなぐ親の会	知的	サービスの手続きの複雑さと更新の煩わしさ等の解消が必要	太陽の家に通っている。親としてももっと合ったところがあればという思いもあるが、現状では現在在籍しているまま他の場所を試してみるわけにはいかないし、今の所をやめて他に移った方がいいが、合わないのもまた戻りたいというわけにもいかない。今の所に通いつつも他を見比べようになればと思う	太陽の家及び親の会のお母さん方から	入所施設等の充実:親は子より早く逝くがその前に体力的に面倒を看ることができなくなる。そんなとき安心してまかせられる場がほしい。	持病を持っている方はかかりつけ病院でまめに健診を受けているようだが、取り立てて持病や発作がない者は、学校卒業後、健診を受ける機会がない。せめて2年に1度でもそういう機会がほしい。
26 手をつなぐ親の会	身体・知的			町の福祉課、太陽の家	町の福祉課 障害者がいつでも気軽に利用できる総合病院が町にあればどんなに良いかと思う	どうしても迎える時間に間に合わない時に、1~2時間延長して預かってもらえる(別の施設でも)と助かる
27 手をつなぐ親の会	知的		グループホーム、生活ホームの設立、就労支援センターの設立(東松山の)ZAC	身体・知的・精神、連絡協議会設立及び事務所の設立、一元化が望ましい		相談支援センターがほしい。三芳町では人材不足
28 手をつなぐ親の会	知的	年に数回、ショートステイを利用しているが、利用日が他の方と重なってしまい利用できないことがある。施設の枠をもっと広げていただき、利用したいときに利用できるようにしてもらいたい。また、男性職員が少ないという理由で断られたこともあった。	通所施設へ通っているが、土日にも活動ができるボランティアグループの育成に力を入れてもらいたいと思う。		地域での生活には個人的にはグループホームを考えている。どのように進めていけば良いのかよくわからないので、専用窓口をつくっていただきたい。	

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
29 手をつなぐ親の会	知的		福祉喫茶ハーモニーで働いているが、客数が少なく働いたという実感がない。せめて役場の職員が一人でも多く利用してくれるといい。出前の電話を待っているだけでなく、従業員たちが職場内を回って「今日の昼は何にしますか」と聞いて回ると時間もつぶせ、注文もとれ、一石二鳥かと思われる。	同じ親の会の人たちが聞いた新しいこと等、福祉課の人たちと説明会を開いてくれると思う	老人向けのグループホームやデイサービスで働いているが、障害のある人たちのグループホーム、デイサービスをこれからつくってほしい。	
30 手をつなぐ親の会 みよしの里	知的					みよしの里で生活しているが、近い将来親の私たちがなくなるとの事を考えられない心配でいっぱい。子どもの未来はどうなのか。残していかなくてはいけない親たちには町、国にお願いすることしかない。今回やっている判定はわかりづらいし、自閉症にあってないと思う。話せるから大変。歩けるから命にかかわることが多い。しっかり子ども一人ひとりに合わせてみてもらいたいと思う。
31 手をつなぐ親の会 みよしの里	知的			行政側とみよしの里		今回の障害認定は情報がはっきりせず、正確な判断がなかなかできなかった。早急なこととは言え、二市一町行政との福祉施設側との情報交換を密にしてほしいと思った。また認定にくる行政側のケースワーカーは障害者（自閉症、精神遅滞）と接したことがある人を望みたい。

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
32 手をつなぐ親の会 みよしの里	精神	以前はよくタクシー券などを利用していましたが、今は免許もとれたので困っていないが、運転できない人、またいずれ高齢になって運転できなくなったり、毎週の送り迎え、毎回タクシーを利用すると費用がかかる。里に入所していても、タクシー券が利用できるといい。		手をつなぐ親の会、みよしの里、みよしの里家族会、役場福祉課より情報入手している。現在親の会では、他の親の会とのつながりがあるが、施設家族会同士のつながりができていない。家族会でも努力しなげればならないが、行政の支援もしてほしいと思う。	三芳町も近年人口が増加したため、現状のライフバスでは通勤が不便だ。もっとライフバスの増便を。また、役場、その他各公民館、その他の施設に行くにも不便だ。施設に行く巡回バスがあると便利	現在すでに障害者区分判定が行われているが、この判定方法では特に知的障害児、自閉症の障害者にとってはとても不公平（親にとっては身体的に不自由で困っている、悩んでいるわけではなく、病状、障害、パニック等によって苦しんでいる。今のままの判定で現施設に入れなくなるなどの不安で一杯だ。なぜ困っているのか、悩んでいるのかを考えて判定してほしいと思う。）
33 手をつなぐ親の会	身体	支援費制度の移動介護サービスを使って休日の買い物、映画等に利用している	他市の活動センターに週2回ぐらい通っている。そこは定員が一杯なので通うことは拒まれないが、措置制度とか使えないので、自費で親が送迎なので給料ももらえない。ぜひこの町にも通所施設をつくってほしい	現在通っている活動センターや親の会、役場福祉課から相談や情報入手をしているが、今回の自立支援法はわかりづらく、やはり説明会などを開いてほしいと思う。	親は年老いていくばかりで子どもの将来が心配だ。グループホームなどの設立を早急に願う。	全身性介護人派遣制度を使ってほしい
34 三芳町身体障害者福祉会	身体	・タクシーの無料サービス ・ヘルパーの(食事)家事援助には助かっている	・週3日デイサービスに行っていてとても快適 ・どこかバス旅行にでも連れて行ってほしい			
35 三芳町身体障害者福祉会	身体	保健室の血圧計	目の悪い方には道路の白いラインをたどって歩く事しかできない。白のラインが切れてしまえば、ぶつかってケガをする。もう少し増やしてほしい。			
36 三芳町身体障害者福祉会	身体	デイサービス、ショートステイ	左半身不随なので就労したくてもできない	秋の旅行とお楽しみ会がとても楽しみ。できる限り参加したいと思います	各店では段差をなくしてほしいと思う。あと手すりをつけていただくとありがたい	
37 三芳町身体障害者福祉会	身体		行政や地域は頼りにならない	情報の入手先は町で発行するあなたのまちの介護保険だが、カタカナ語が多くほい	今までに地域のサービスを受けたい	

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
38 三芳町身体障害者福祉会	身体	現在のサービスとは何かあるのかそれすらわかっていない。障害の程度もさまざまだが、年に一度資料のようなものをいただけたらと思う。	身体障害者なので、何をしても最も困るのが、一人で外出できないこと。車で三芳町を回ってくれる方(ボランティア)がいたら。そのような声が多い。	どんな事でも気軽に相談できたら皆喜んで思う。そのような窓口があったらいいと思う	介護保険の受けられない体の不自由な方で一人暮らしの方が明るく楽しい生活ができるのが一番だと思う。どうすればいいのかわからない	今のままでいいと思う
39 三芳町身体障害者福祉会	身体					障害者で就労できない方のために、町の授産施設は病院に通っていいとダメだと言われた。私は毎日遊んでいるので、病院に通っていなくても入所できるようにしてほしい
40 三芳町身体障害者福祉会	身体				三芳町も少し遅れているようだが、今後充実した施設が出来てきているし、自立者もよくなってく	
41 三芳町身体障害者福祉会	身体	日帰り近距離旅行 年末お楽しみ会	週一回通所リハビリテーション	相談は三芳町支援センター	植木の多い公園がほしいと思う	
42 三芳町身体障害者福祉会	身体	ライフパスを利用するが、保健センター、図書館、公民館等に行く場合、ライフパスが停留所としてない。不自由だ				
43 三芳町身体障害者福祉会	身体		身体障害者福祉会の手伝いをしている			新しい総合体育館が10月からオープンするが、身体障害者の方々がリハビリを兼ねた運動等も考えて皆が気軽に利用できるようにしてほしい。交通手段のことも考えてほしい
44 三芳町身体障害者福祉会	身体	週一回デイケア利用。日帰りバス旅行、若葉の会などに参加している。	公共の場所へのボランティア運転	情報入手は「みよし」「議会だより」や知人や家族から。できれば障害者便りなるものが発行できればと思うときがある。同じ共通の悩みを抱える者にとっては、励みになると思う。		
45 三芳町身体障害者福祉会	身体	家内と一緒に旅行に行っている。日帰り又は一泊旅行	一日に平均1万5千歩歩いている。弁天の森でラジオ体操している。	いろいろな会合に出て情報入手している		

	団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
46	三芳町身体障害者福祉会	身体	どのようなサービスがあるのか、利用方法も知らない		日頃の相談先：子ども	身障者がパソコン、電話、回覧板、通信文書を使用せずに各サービスを利用できるサービスが必要	自立支援法が施行されたからといって、心身にハンディキャップのある障害者に今回のヒアリング用紙をただ送付するのは、あまりに配慮が足りない(ヒアリングではなく、本人が記入できない回答用紙である)自分たちの業務上の保身・横着にこのヒアリング用紙を用意し、障害福祉計画・各事業を策定するなど
47	三芳町身体障害者福祉会	身体	住宅改修は利用させてもらってよかった	病院へリハビリ等のため通院しているが、不自由はしていない	福祉課等に行っているが、広報みよしで情報入手できることもある。地域や行政は自分から聞きに行かないことがあると思う	障害者の就労は難しい。また、町の福祉サービスは他市から比べるとまだまだ考えていただくことがあると思う	いろいろと日帰り旅行など楽しいことが一年の中で、何回かあるので、利用させていただいている。
48	三芳町身体障害者福祉会	身体	アイリスケアセンター富士見 外出介助				
49	三芳町身体障害者福祉会	身体	補聴器の補助は大変助かっている	家庭の主婦として活動している	日頃の情報は三芳町広報や家族、友人から得られる		
50	三芳町身体障害者福祉会	身体	友愛サービス(社協)を月2回利用助かっている。公のヘルプサービスがあればよい	働けないので、時にサークル活動したりしている。コピスへ行くときや通院で駅へ行く時、移動手段がないのでタクシ-の利用となる。ぜひライフパスを三区まで走らせてほしい。ふれあいセンターへは酒屋が駐車場になっているので駅へもそこで止まってほしい	広報が情報入手となるが、どんな福祉サービスがあるか把握しきれていない	電動スクーターや車いすでも安全なように道を広くしてほしい。また藤久保公民館にエレベータを設置してほしい。重いもの(たとえばゴミ出し)を持ってない、瓶の蓋があげられないので、もし一人暮らしになったとき、近くにちょっとしたことを支援してくれる支援員がいればいい。(電灯の取り替え、高い所の物をとるなど)	

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
51 三芳町身体障害者福祉会	身体	補聴器の電池補助がなくなり残念だ	手話サークルに参加(手話を学んでいる)	三芳町広報、家族、姉妹、友人、手話サークルなどの情報入手です。できればパソコンや携帯によるメールのお知らせは便利だと思う。DoCoMo等は一日三回メールでニュースやその他を月額200円ぐらい現在、家族がいるから良いが、一人暮らしの場合などは良いと思う。パソコン、携帯がない人にはFAXがほしい		福祉担当者の方は手話を学んでほしい。障害の等級によってサービスの差がある。困っていることは同じなので多少の補助はしてほしい
52 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	診察する時、前回みたいに健康保険だけで診察出来ると良いと思う。(自立支援法で用紙が小さいものにしてもらいたい)カードぐらいにならないか	・週一回工房に面接していただいている。・授産施設が近くにあれば良いと思う。・さいたま市にある障害者福祉施設で無料で手帳を利用できるともとても良いと思う。・朝霞台にあるワクワクドームのように(手帳)で、なるべく無料で利用できる施設があると良い	広報とセンター職員や、工房の指導員から教えてもらっている次第	・施設利用が今年10月より1割負担になるので、できれば工賃を多くもらえないだろうか。赤字ではなんのために施設に通うのかわからないと思う。・障害者交流センターならぬ施設があればもっと良い。・一人暮らしが安く可能な施設はできないのか。	これから年齢を重ねていく。センターに相談やサービスもこれから長く利用できるように願いたい。
53 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	・燃料請求が出来るので、大変助かっている ・診察する時、前回みたいに健康保険だけで診察出来ると良いと思う。(自立支援法で用紙が小さいものにしてもらいたい)カードぐらいにならないか ・タクシーも使用出来ると良いと思う。息子があまり体調よくないので、主人も年だし。 ・(障害者手帳)で、タクシーと燃料費請求があればもっと良い	・週一回工房に面接していただいている。・授産施設が近くにあれば良いと思う。・さいたま市にある障害者福祉施設で無料で手帳を利用できるともとても良いと思う。・朝霞台にあるワクワクドームのように(手帳)で、なるべく無料で利用できる施設があると良い	広報とセンター職員や、工房の指導員から教えてもらっている次第	・施設利用が今年10月より1割負担になるので、できれば工賃を多くもらえないだろうか。赤字ではなんのために施設に通うのかわからないと思う。・障害者交流センターならぬ施設があればもっと良い。 ・一人暮らしが安く可能な施設はできないのか。	これから年齢を重ねていく。センターに相談やサービスもこれから長く利用できるように願いたい。

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
54 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	三芳工房を利用している。新しいビルが出来たから再出発しようとしていたら、突然職員の方が移動された事を聞いて、本当に残念だ。今度の方は男性で若い人と聞き、期待している。支援センター内での三芳工房として一年間の行事予定などがあっても時々便りでも発行して希望している	現在アルバイトをしている。月に一度は三芳工房に行くと世話になっている。だれでも働きたい気持ちはあるが、20代、30代の体力、意欲があるうちに働く場所を探して少しでも収入を得られようとしてほしい	外來も今も変わらず同じ所で病気の事でも専門の人がいるので時々相談している。新聞やテレビでも本人、親もよくみている。月に一度は食事会などがあると聞くので、参加したいと思う。三芳工房での一年間の行事予定などあるのか。時には便りでも発行してもらえないか。	今度新しく入った若い人たちと交流はないのか。10年後は親もいなくなり、外出、会話も少なくなり、孤独な生活になっていくと思う。そのためにも、三芳工房はいつまでも続けてほしい、そう願っている。年に一度の日帰り旅行などは思う。	障害者自立支援法が改正されてから、弱い立場の人達の生活が一層厳しくなっている。働いてもお金が出ていくようでは、この先不安。就労支援のサービスは希望する。(以前の石けんは私たちが必要としている。また作るようにはならないか)
55 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	・みよし工房、障害者手帳、保険証、受給者証、上限管理票…細かくて使いづらい。	北永井2区集会所、藤久保小学校、鶴瀬西交流センター、所沢中央体育館、卓球クラブの練習のため、もっと卓球が上手になりたいため、こういう体育関係のサービスを増やしてほしい	テレビのニュース、新聞、広報	社会福祉のための援助をしてほしいため、より一層充実したサービスを提供してほしい	精神福祉の障害者の就職の窓口をもっと聞いてもらいたい
56 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	よく出かけているのがすきで、障害者手帳が使われて役に立っている	畑の作業とか楽しくやっている様子、忙しい時、本当の農家に行くと、ボランティアで草むしりとかお茶摘みとかそんな手伝いがあるのもいいと思う。		一人とか二人とか住める障害者のアパートがない障害があきんど働けるような会社、もちろん見守る人がいて、収入も得ることが前提。	なんとか働ける職場があったら、そしたらもっていきけるような気がする
57 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	利用しているサービスはみよし工房。私は卒業したが、不安になると職員さんに会いたくて顔を出す。そこで何気ない会話をするのが楽しみで、職員さんはしゃべりといろいろな話を聞いてくれる。ただなじみの職員さんがいなくなると寂しい、今後もうそういうことがあると思うが、それはうまくやってほしい	現在一般就労をしておりその収入でなんとか生活している。仕事も住む場所もこの上ない支援のおかげで本当に助かっている。一人でも多くの仲間にも味わってほしい。とりあえずは仕事の幹旋をしてほしい。やってみて失敗してもいい経験になる。	・生活支援センターを日頃の相談先としており、アドバイスももらっている。情報交換は作業所の友人達から。それ以外にもメディアで精神障害の情報がでるが、支援センターの職員さんに聞くのが一番早い。 ・情報交換、意見交換の場がもっとあってもいいと思う。それと地域の人の交流はありがたい。街で会っても話かけてくれる。街に知ってる人が多いことは嬉しくありがたい。	やはり地域の人との交流を多くしてほしい。一人で生活していると、地域の人のありがたさがわかない。一人でも多くの人との交流があつて自分の生活をとてきれ。将来、私たちも年を取ると、なにかと寂しくなり、困るようになる。親がいればいいが、いつか一人になると不安。そんな時、地域の人少し貸してほしいと思う。	障害福祉サービスには今後ますます世話になると思う。年をとっても、元気で明るく生活することが皆の願い。そのためにも年を取ってもサービスを受けられること。新しい人達と一緒にサービスを受けたいと思う。サービスを卒業とか自立支援だとか次第を取り残されるようなことはほしくない。この地域ですと生活したいから、地域の人、福祉の人と仲良く元気に生活させてほしい。

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
58 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	精神障害者に対する支援、福祉サービスを模範的に提供してくれ、みよし工房通所者の親として心から感謝している。支援センターと工房が個別プログラムを実施しており、地域の住民の方々の交流の健康づくりを目的に、事業展開を進められる。新しい支援法が各障害者グループにならなっていく。子供達も適応力が高まっている。プログラムが編成・運用されること	当事者の親の目から見て、まだ就労支援を受ける状態は思われ、通所者として、これを共同作業につなぐは足りず、日頃からの指導員の方々の適切な指導に委ねるの現状。他方、地域の住民の一人として、本人が自立して生活したいという日々の訓練と努力が不可欠なことで、新しい支援法が各障害者グループにならなっていく。子供達も適応力が高まっている。プログラムが編成・運用されること	日常の心の健康の保持や情報のかげで工房のスタッフが対応してくれており、その充実を期待するが、障害者が行政上の手続きに対する教示と支援は、今後も同様である。支援センターの方々の尽力が大きいと思う。特に障害を有する人々の将来の安心と生活の安全が保たれるよう強く希望する。これらに意識を共有する人々が情報交換の場となることを目指す。	GIVE-AND-TAKEという言葉があるが、より良い生活のためには、情報を享受する側と提供する側とが大切。人・物・金の制約の下で住みよい地域社会を創り出すには、知恵と力を結ぶ必要がある。三芳町の住民の安心と安全をキーワードとして、必要な情報が適時に得られるよう出来れば大変ありがたいと思う。当町に在職する公的職員の協力を得たい。	自立支援法が要する各障害者グループの負担にあたり、それぞれ異なる質や量のケアが必要。同一障害者でも病歴や病状の相違に合わせ、適切なケアを提供する。その際、町の行政の裁量、財政面、人員の確保、福祉の本質、個人情報、プライバシーの尊重など、様々な課題がある。
59 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神			ほとんど小規模作業センターに三芳町の福祉にまつる事柄をまめたい。本等があれはいいと思う。	現在の小規模作業センターやも頼りお茶等が出来る場所があればいいと思う。	精神障害者社会が三芳町に遅れているように思う。
60 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	栄養講座・にこくらび・革細工	作業所週2回 とうしたら一般就労できるかが課題	全家連(財団法人 全国精神障害者家族会連合会)	小さな喫茶店ができる作業所がほしい	偏見をなくしてほしい
61 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	みよし工房に週2回通所している通所手段として徒歩40分は負担に感じるが、自転車はふらついたり転倒の危険があるので、途中まで送り迎えをしている。今は20分程度なら歩けることが今後の課題	工房では午前中のみの活動だが、畑作業、革細工、料理等まだまだ手助けをしながらの作業である。将来働きたい希望はあるが、いきなり実社会に出て働くのは難しい。体験学習が出来るところに一般社会で就労できると良い。	支援センターの方々には大変お世話になっている。「広報みよし」		
62 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	三芳工房 ガソリンの支給	活動週4回	仲間、広報 ガソリン代などセーターやも多くの窓口があるといい	利用料の安い施設 休みの日に集える場所、手帳で遊べるような所、障害者同士で住める所・・・などがほしい	偏見がなくなること、怖くない病気を理解してもらいたい

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
63 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	地域生活支援センターとみよし工房に娘が世話になっている。私自身もすすめる会の役員をしながら、地域の方々との交流事業に参加する機会を得ている。支援センターで行われる家族教室、ソーシャルクラブにも出かけている建物に立派で新しいのだが、「精神障害者」という大きな文字は少し抵抗を覚える	みよし工房の活動は、決められた活動もある中で、メンバー達が相談して何をやるか決める日もあなかな継続的な活動には困難だろうが、年間を通して軸になる活動、それも将来的にアルバイトや就労につながるような企業の下請けや部品の組み立て、あるいは内職的なこともあればよいと思う。ただ、メンバーの人数や個人差もあるので、難しいと思う	支援センターの窓口を通して、いろいろな手続き、相談などがしやすくなっている。少し職員さんの数が少ないかと思うが、いつも親切に対応してもらって助かっている。できれば事務処理も多くなっていると思うので、人数を増やし、職員さんも余裕をもって仕事を望む	障害を持っていると、どうしても外に出る機会も減りがち。立派な体育館は完成したのだから、次は障害を持つ人、お年寄りなどにも優しい芝生のあるウッドデッキ等公園を強く望む	町としては、比較的サービスは充実していると思うが、活用される方がもっと広がりが出ると思う。施設のPRも大切だと思う
64 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	役場の方に電話でいろいろな相談にのっていたり、家に訪問していただいたりしている	身体の方がもう少し自信がないように見える。家で洗濯や掃除、編み物、本読み、家にいる人をもっと何とか出来ないかと思う。	すすめる会とか町の障害者の話が聞けるのがいい。全家家連の本、お医者さん、福祉の本で見ている	親も子どもも年をとってきているので、自分たちが作ったものを自分たちで売ったり出来たらいい場所があればと思っている	なるべく声をかけてくれたらと思うので、当の本人の気持ちもあるし、年も年なので、なかなか本人も思うようにいかない。
65 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	みよし工房や保健師さんに相談することがある。工房に行きたいが、朝9時半までに行けないので難しい	工房の始まる時間には寝ているので、午前中は行くのが無理な状態。午後からでも行ければいいのにと思っている。でも、午後からだけでは、一般就労への移行は無理だとは思っている。何か内職みたいなものをやっつけて(工房のほうで)それをいつ行ってもできるような状態にはできないか。	相談は保健師にしている。情報収集はほとんど母がやっている。本人は関心が薄い	私の存在が近隣の人の迷惑にはなっていないかと思うことがある。これはサービスでは解決できるものではないと思う	町にはよくしてもらっていると思う。問題は私自身だと思うので、自分で解決しなければどうにもならないことだと思っている
66 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	自立支援に必要な費用、燃料費、手帳、町のにこくらぶ、栄養講座手続きが一本化されると良い	病院(4月/回)、町の事業(3/月)働けるような場所がほしい	・家族から聞いている ・父と娘	仕事ができるように訓練できる施設をつくってほしい。近くに病院ができると良い	病気があってもゆっくり慎重に働ける場所がほしい
67 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	にこくらぶ、栄養講座 2つとも遠い	作業所でお金をもらえるようにしてほしい	回覧板でもっと情報をうまく伝えてほしい	もっと支援センターを建ててほしい	

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
68 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	障害者自立支援法では原則1割負担となった。軽減措置は町独自の支援事業の中で努力することはできないか	手話サークル	国民健康保険税の値上げストップを。近々国保事業が県に移行。75歳以上の高齢者から保険料を徴収する「高齢者医療制度」の新設などが予想される影響も考え、一般会計からの繰り入れ増額などこれ以上の値上げを避けるべきでは？		
69 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	みよし工房に週2回通っている。家にずっといるより、少しでも外の世界にでて通所している人と話ができるとうい	みよし工房では毎月活動が違い革細工やにくらぶ、お菓子づくりなどに参加することが多い。精神障害がある私は環境の変化に多いため、職員さんの異動などの際は早めに知らせてもらいたい	支援センターにいる町の職員さんはみよし工房の職員さんにも話ののってたり、情報を教えてもらおう、家族会などに親が出席して情報を得る、職員さんがそんなに多くないのにメンバーの数と合わず話ができないことあるので、相談員さんなどに来てもらいたい	将来仕事をしたいとして、上司や仲間の人たちに自分の病気というものを少しでも知らせてもらいたいがら、自分があった仕事をした。	
70 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	みよし工房：ピーズ作りや料理をもっと多くしてほしい。この先一人でやっていけるように映画、栄養講座	もっとお金をかけてほしい。福祉にお金をかけて見えないように受けられる。畑、革細工、料理等作業所、週2回、授産施設がほしい。作業所がもっとあればいい	就職する時、障害者として、ハローワークに行っても職がないので、もっと増やしてほしい。もっと企業に働きかけをして、この障害について理解をしてもらって仕事をしたい	喫茶店等を作っていた働きたい。利用料の安い作業所を作してほしい。働く施設がない。親から独立するために住めるところがほしい	お金をもう少し障害福祉サービスに使ってほしい。地元住民の人にわかってもらいたい
71 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	・みよし工房 ・手帳(携帯の電話代、バスや映画館の代金) ・自立支援の医療 ・障害者年金	・みよし工房に週4日通う。 ・みずほ苑に車いすを磨くボランティアに週2回 ・地域の卓球クラブに週3回 ・地域の行政には仕事のあせんみたいなことをしてほしい	支援センターや飲食店、スーパーにおいてある無料の雑誌	仕事に就いた時に役立つ訓練	仕事を探すとき、面接に行く時に自分の推薦書みたいなものを書いてもらいたい
72 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	・もっと就労に向けた支援をしてほしい。 ・工賃がもらえる仕事がほしい(小規模作業所みよし工房)	・作業所週5日にしてほしい ・授産施設を近くにつくってほしい		安くて済むグループホームを新設してほしい	

	団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
73	三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	三芳支援センターができてとても助かり、みよし工房のメンバーとして三芳支援センターに通わせてもらっている。今、ボランティアでみずほ苑に通わせてもらっている	日中の活動としてはみよし工房に6年目として通わせていただき、就労はボランティアに通わせていただき、段階としてもステップとして、アルバイトに通いたいと思っている			
74	三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	栄養講座、にこくらぶ、家族教室、福祉まつり	気軽に出入りできるそのような場所が出来たら良いと思う。就労など町内の企業など、どんどん働きかけてほしい	相談先・・・支援センター、みよし工房などお世話になっている。自立＝社会が家庭にならないようお願いしたい		
75	三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	みよし工房	みよし工房、家にいることが多い	地域生活支援センター、みよし工房	将来の居場所的な気軽な福祉センターのようなものがあつたらいい	
76	三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神				自立支援法になり、自立、働く事を少しずつ謳ってきたが、16年間も働くことがなかった。作業所に通所するようになってかなり良くなってはきているが、社会に出て働くことはかなり無理があるように思う。そこで施設の中で働く事ができたらと思う。たとえば上尾のグリーンドアのような施設の中で仕事をすれば安心して生活が送れるのではないかと思う。	状態が安定してからのことだが、かなり落ち着いてきているが、仕事の紹介もしてもらいたいと思う。
77	三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	みよし工房 医者へのお金 障害者手帳 障害者年金2級	みよし工房：週4回 《畑 - 3回 石けんづくり 月2回 グリーンフェロー月2回（運動） 若葉の会（障害者交流会） 革細工（2回）》	支援センターか又は役場の福祉の人、新聞、テレビ	パートあるいは短い時間でも働ける所がほしいです（単純労働たとえば清掃等）	いろいろお世話になっており感謝しております。

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
78 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	支援センターの2階で工房の友だちとの活動は、狭いこと(仕方ないかな)	安心して働ける環境、地域は見守りボランティア、過日と光の「総合福祉会館」に行ってきた。三障害が入っている。働き、対面でお客さんと接するととても素晴らしいと思えた。三芳町も早く「福祉会館」の建設を望みます。ここで働いただけだと、保護も多かったので良くなったのは公民館に移るのも良いと思う。人と接する機会も少ない(接する人も決まりがち)が、あせらず、じっくり待つ、心き構えて支援できたらいいと思います)	現在ある支援センターを活用	住民の理解が必要。講習会や共に活動をして、ともかく知ってもらうこと。現在支援センターで共に活動をしているが、これの充実	
79 三芳町こころの健康づくりをすすめる会	精神	かねてから切望していた地域生活支援センターが精神障害者希望作業所(みよし工房)との併設で埼玉県内でも数少ないこのよつな施設が開所されたことに、当会を代表して行政に深く感謝したい。	(1)支援センターの存在を広く住民に周知すると、また精神障害者に対する理解を住民に求めることを目的として、これまで(みよし工房)及び担当課の業務と同様に活動内容には住民と精神障害者との交流事業を計画実施していたきたい (2)精神障害者のみでの利用にとどまることなく、社会問題になっている。育児不安、児童虐待、社会的ひきこもり、薬物乱用、うつや自殺、老人の虐待など、こころの問題に視点を置き、住民のこころの健康を維持するための予防活動に力をいれたい。	(3)通所者に対し家族から働きなさいと言われても、それがなかなか出来ないのが、通所者本人と家族の悩み。通所者も就労を希望しているが、現況では受け入れ企業はほとんどない。自立していくためにも、授産施設が必要だと考える。あさか向陽園なども参考にならないか。 (4)世の中が複雑になるほど精神障害者が増えていく傾向があります。一日も早く自立して行くことが大切だが、現在の定員では(15名と聞く)誰かを出さなければ新しく通所する人を受け入れることは不可能。定員増をぜひ願いたい	(5)当すすめる会は精神障害者社会復帰活動への援助を行うと共に、こころ豊かな町づくりを推進することを目指す。目的としてH11に設立された。目的は賛同する会員は100名以上で町事業とも協力して活動を展開している。その中で障害者に対して回りの人たちがどれだけ協力しあうかが大事な課題だと考える。障害者が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、今年度より障害者自立支援法が施行されたが、そのなかで施設使用の1割減負担や支援費などもあり、弱者切り捨ての感じがするし、この法律の方向性が見えない。	そして地域生活支援センターも三芳町では、来年度より設置運営と聞いているが、障害者が自立するためには就労による経済的自立も必要だと思われる。障害者をかえりみない高年齢化している。成年後見制度の取り扱いは実施していただきたい。住んで良かった三芳町をめぐり、一層の充実を図るために総合福祉会館建設の早期実現を願いたい。

団体名	区分	サービスの現状と課題	日中活動の現状と課題	相談・情報の現状と課題	地域生活全般	その他
80 みよし工房	精神	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代の補助 ・自立支援医療費 ・障害者基礎年金 ・障害者手帳でのスポーツジムの無料使用：欠点は遠いこと。町の体育館は無料にしてもらえる運動療法も頻度が増え、体育館でシャワーを浴びて帰ってくるだけでも引きこもりを抜け出せ、非常に助かる。 	<p>一般就労への移行では、就職の紹介をしてほしい。日中活動への支援は作業療法士がいると畑作業や革細工、その他新たなプログラムを導入する際に色々と学べると思う。また、廃油石けんや野菜を売るためには、営業マンが必要。定年退職された方々やグリーンフェローの奥様に営業をしてもらえない。</p>	<p>悩み事は主に主治医に相談するか、みよし工房の休憩中に愚痴を聞いてもらっている。情報は教育テレビの福祉ネットワークや全家連、新聞、またみよし工房のプログラムやスタンプ企画で情報入手している。クリニックでは、自立支援医療費の事を知らない方も多いと思う。また、障害者無料の公園やプールの事も知らない方は手帳を持っていても知らない人は多い。広報で紹介してはどうか。</p>	<p>(1)ストレス解消と疲れを和らげるため、町立体育館ができた事は非常にありがたい。あとは金額だと思う。</p> <p>(2)両親がいる間に自立して暮らしている姿を見せたいし、自分も自立する喜びを味わいたい。グループホームを作ってほしい。</p> <p>(3)銭湯の障害者割引の券をもらいたい</p>	<p>障害年金もカット、就職先もなまでもいない。自立する訓練の場もない。これでは障害者自立支援法とは名ばかり。逆に現行の法律の実感としては、医療費が上がったというぐらい。自立するために絶対必要な障害者年金と生活保護法だけは金額を下げないでほしい。</p>

5 パブリックコメント意見一覧

「三芳町障がい福祉計画」の策定にあたって、素案の段階で町民の方に公表し、これに対する意見を広く募集した所、以下の6件のご意見を頂きました。

意見

「三芳町障がい福祉計画」（素案）に関する意見を募集されているとのことですので、中途失聴者の立場より述べさせていただきたいと思います。

地域生活事業、相談支援の中に《障がい者等からの相談に応じていただける》との記載があり、うれしくおもいました。

ただ、「実施に向けた考え方」の欄に独立した言葉として「聴覚障がい者に対応できるメンバー（手話通訳者・要約筆記者）」の記載が無く、残念に感じました。

特に私のような中途失聴者は声を出して、しゃべれるため当然のように返事は「声」で返ってきます。聞こえていると誤解されることが多いのです。話すことができても「聞こえない」「聞きにくい」者もいることを理解できる専門員の明確な記述をお願いしたいと思います。

家族の中に、突然聴力を失った者がいる場合、ほかの健聴者も対応に困ることがあります。

そのことに対応できる専門員の配置は、将来的に障がい者の自立した日常生活等を営むのに役立つこととなりえると思います。

「日常的な活動への支援」について、早急に福祉課窓口到手話通訳・要約筆記者等の設置を考えていただいているとのこと、これも大変うれしいことです。

当然のことですが、挨拶程度の簡単な手話ができるようなボランティア的な立場ではないと思います。

また、中途失聴者の場合、直ぐに手話を習得するには時間がかかります。ですので、やはり要約筆記者が大事になってきます。

要約筆記も、すべての言葉を羅列するレベルではなく、あくまで「要約」大事なことをまとめて簡潔に記載できるように講習会等も積極的に開催していただきレベルアップを図れるようにしていただきたいです。

数年に一度ではレベルアップも図りにくいと思います。やはり「継続は力なり」です。ぜひ継続して開催していただきたいと思います。

要約筆記は、中途失聴者はもとよりこれから増え続けていくであろう高齢者にも有効な手段ですので、これを見逃す手はないと思います。

行政は、企業とは違って利益目的ではないのです。

町民のための行政であり、当然役場にお勤めの方もどこかの住民でお世話になっていると思います。三芳町の福祉の向上が他市からうらやましがられるほどのパワーになってほしいと思います。よろしく願いいたします。

意見

素案中のコミュニケーション支援、特に手話通訳士育成についてご意見申し上げます。

私は現在、手話を勉強しております。昨秋から行われていた手話講座も受講いたしました。

三芳町に7年程住んでいますが、入門以降の講座はほぼ初めてであったと思います。以前に住んでいた市で手話の勉強を始め、こちらで続きを、と考えていましたが、入門しか行われておらず、その課程をすでに修了しておりましたので、まったく勉強することができませんでした。

三芳町でも通訳士を養成していきたいという旨のお話がありました。

現在手話サークルには所属していますが、それだけでは通訳士になるほどの技術は身につくものではありません。

通訳士になるためには、3～5年の日数が必要であると言われております。

今後はステップアップのための講座が開かれるということ、喜ばしく思っております。

ただ、前回の講座が終了後、間があいてしまい、すぐには次のステップに進めなかったり、前回の講座に出た私たちはステップアップできたとしても、これから手話通訳士を目指す人が受けるための講座がないと、底上げができないのではないかと考えます。

情報センターに委託する手話通訳士だけでは、町内の聴力障がい者の方々のニーズにはとても対応しきれるものではありません。現在の利用者の月平均が3件とのことですが、聴覚障がい者が普通の町民と同等の生活をするためには、通訳士が派遣される回数が本来ならばもっと多いはずで、そのことから、地元で根付いた通訳士を養成するのが急務ではないかと考えます。

そのためにはやはりきちんと講習を行う必要があり、またその講習も1年のうちに各レベルに応じたものを開催する必要があるのではないのでしょうか。

他市などの開催状況を参考に、講座を増やして欲しいと思います。

また、聴覚障がい者の生活などもご理解いただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

意見

基本的視点の5項目はとても嬉しい考え方だと思います。一人ひとりにきちんと向き合い、相手を忘れない。きちんと進めてほしいと思います。

聴覚障がい者とかかわりの多い私が、気がついたことをまとめてみました。聴覚障がい者にとって大事なコミュニケーション支援事業に対し、聴覚障がい者が役場の窓口に必要な時に通訳者がいる。他の町民と同じように窓口に出かけられる。コミュニケーションの保障を目指し進めてほしい。

しかも、コミュニケーションは聴覚障がい者だけが必要としているのではなく、健聴者も必要としている事業である。もし、意思疎通が図れずに、何か問題が起こったときに保障ができるのでしょうか。お互いに必要な事業に対し、有料化の問題が起こるのは、聴覚障がい者だけに負担を押し付けるといふ、納得しがたい策ではないでしょうか。今後も、現在無料で進めている事業を、後退させるような方向に進まないでほしい。さらに、事業の見込量に関しても、地域で派遣が始まると、他の地域のデータなどによると、3倍ぐらいになるようです。それは、基本目標にある、社会参加、緊急以外の件など、聴覚障がい者が我慢をしている部分が多々ある状況です。派遣はまだまだ先になると思いますが、その間を準備期間とし、他地域を参考に調べてほしいと思います。

「実施に向けた考え方」では、講習会も充実しているように記述してありますが、現在の少ない人数だけを育てていく方法では、将来、資格者が誰もいない、入門から改めて育てていかなければならなくなります。段階的な講習を開催し、入門から、通訳養成講座までを並行して育てていく方法で進めてほしいと思います。並行して開催するのは予算が掛かると思うのではなく、無駄にならない有効な方法である事を理解してください。「相談支援事業」に関してもお願いがあります。聴覚障がい者は特別な障がいであることを理解してほしい。当たり前に、自然に、耳学問が入る健常者と、全く入らない聴覚障がい者とは違う世界があることを、わかってほしいと思います。それが理解できる人も、相談者に含めてほしいと思います。そして、障がい者全般に関わる事として、公的な建物を建てる時は、直接障がい者からの声を聞いてほしい。例えば、新しい体育館も、聴覚障がい者にとって聴覚障がい者だけの参加は断られています。緊急時の連絡方法などが整備されていないなどの理由です。目で確かめられるライト、文字盤などがあれば安心できます。このように、実際に障がいを持っている人の意見を聞き、実際に見てもらい、改善していく方法もいろいろ考えてください。よろしく申し上げます。

意見

学区内の小学校に特別支援学級（特殊学級）が置かれていないために遠方の小学校へ親の送迎により通学することになります。

親または兄弟(家族)が病気の場合は通学することが出来ません。

通学の支援事業を考慮して頂きたくお願い致します。

いつもご支援いただきありがとうございます。

おかげさまで娘も幼稚園卒業まであとわずかとなりました。

福祉計画の意見の期限が過ぎておりますが、上記の内容に少し付け加えさせていただきます。

現在生活サポート事業として移動支援がされておりますが、時給950円と負担も大きく、毎日利用したい父母(共働き)や下に小さい子どもがいる家庭にとりましては負担が大きいと考えます。

すでに近隣の市町村では地域生活支援事業の移動支援の中に学校への送迎を入れている自治体があると聞いております。

是非前向きなご検討をよろしくお願い致します。

また、学校へ入学しますと管轄は厚生労働省ではなく文部科学省となり管轄が違います。是非とも他の課とも連携していただき、いろいろな角度からの支援をご検討お願い致します。

意見

・ 自立促進のための情報保障の重要性

言うまでも無く、障がい者と呼ばれる当事者こそが自立を求めていると考えます。

特に聴覚に障がいを有する皆さんは、的確な情報保障があれば十分自立を果たすことが可能です。

しかしながら、的確な情報保障のためには量の提供のみならず質の向上が欠かせません。そのために、手話通訳は高度なスキルを有する厚生労働省が認定する手話通訳士によることが本旨であり、過渡的に手話通訳者の活用が必要であるとしても、自治体の計画としては手話通訳士による手話通訳の提供が本旨であるべきと考えます。

さらに、個人情報保護法からも通訳等の提供に際して適正な対処が求められるところであり、その派遣に当たっては基礎的自治体が派遣の主体であることが計画上也明示される必要があると思われれます。

・事業の量の見込みについて

計画が有効であればあるほど、需要は多くなります。現在提供されているサービスが必ずしも当事者のニーズに合致していないために利用が少ないことも考慮に入れる必要があります。安易な見込みが予算編成のうえで大きな問題であるのは当然ですが、事業の提供量の増大は受益者の自立に寄与していることを十分認識して事業量を推計する必要があります。

・受益者のための計画と実効性の保障

ニーズの把握はもちろん、評価におけるPDCAそれぞれのサイクルにおいて当事者の視点は重要であると考えます。単なる当事者からの意見聴取にとどまらず、点検・管理体制にも受益者が協働の理念のもとに参画している必要があると考えます。また、これらの検討の際には開催を当事者が参加しやすい時間や場所とするなど、柔軟な対応が欠かせないの言うまでもありません。

なお、平成16年のアンケートにおいて現在の仕事の悩みや不満をたずねる設問に対する回答で「特に悩みや不満はない」が多くを占めているとのことですが、設問に対する理解の不足やあきらめ等によるものではないかと思慮いたします。限られた経験からではありますが、納得いきかねます。

三芳町障害者福祉計画の基本的視点は非常に重要であると考えます。特に「向き合う相手を忘れない計画」はすばらしいことであり、障がい者関係にとどまらずすべての計画に共通する理念であると考えます。このような視点が具体的な計画で十分生かされ、誰もが住みやすい、誰もが住みたくなる三芳町として進んでいくことを願ってやみません。

意見

福祉課の職員の皆様におきましては、福祉（障がい者の方々など）に、熱い理解をしていただき、心よりお礼を申し上げます。今回も、計画に対しての意見を取り上げていただけるとの事ですので、のべさせていただきます。

特には、見込みの部分で大変に数など少ないと思います。予算の部分でとても大変なのは分かるのですが、町民の人々の心の安心を考えた企画を願いたいと思います。他の地域での企画や現状も参考にして、取り組んでいただきたいと思います。色々な事から状況も変わると思いますので、なおさらだと思います。予算が足りない、10人目は無料0.K. 11人目有料 もう予算がないでは、安心した生活は無理だと考えます。

6 障害者自立支援法（抄）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。
- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
 - 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

- 3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。))を除く。)を行う事業をいう。

2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的

- に供与することをいう。
- 4 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - 5 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。
 - 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - 7 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - 8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - 9 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。
 - 10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - 11 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - 12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。
 - 13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - 14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、

厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。

二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

18 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

19 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

20 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

21 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

22 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

（略）

第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業
- 二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 三 移動支援事業
- 四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(略)

第五章 障害福祉計画

(基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため

に必要な事項

- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(略)

三芳町 第1期障がい福祉計画

平成19年3月

発行 埼玉県入間郡三芳町

編集 三芳町健康福祉課 障害福祉係

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

電話：049(258)0019 (代表)